

## 事業計画書

(スポーツ会館)

団体等の名称	公益財団法人 神奈川県体育協会
代表者の氏名	会長 鴻 義 久
申請者の主たる事務所の所在地	〒221-0855 横浜市神奈川区三ツ沢西町3-1
電話番号	045-311-0653 (代)
F A X 番号	045-311-0637
メールアドレス	
担当者名	公益財団法人 神奈川県体育協会

## 【記載要領】

- 各項目ごとに、※に記載のポイントを踏まえ、記載してください。
- 記載欄が不足する場合は、適宜欄を追加するか、別紙で添付するなどしてください。
- 別紙で添付する場合は、その旨を記載してください。  
(記載例：別紙1のとおり)
- 申請者としてのセールスポイントがわかるように記載してください。



# 目 次

## I サービスの向上

- 1 指定管理業務実施にあたっての考え方、運営方針等 . . . . . 1
  - (1) 神奈川県スポーツ推進条例を踏まえた、指定管理業務全般を通じた団体等の総合的な運営方針、考え方
  - (2) 業務の一部を委託する場合の業務内容等
  
- 2 施設の維持管理 . . . . . 7
  - (1) 清掃業務、施設の老朽化を踏まえた保守点検業務、受付業務、警備業務等についての実施方針
  - (2) 事故・災害等に対する施設保全や報告体制についての考え方（開館時間外も含む）
  
- 3 利用促進のための取組、利用者への対応、利用料金 . . . . . 11
  - (1) より多くの利用を図るために実施するスポーツ振興に関する取組の実施方針、内容等
  - (2) より多くの利用を図るために行う広報・PR活動の内容等
  - (3) サービス向上のために行う利用者ニーズ・苦情の把握及びその内容の事業等への反映の仕組み等
  - (4) 神奈川県手話言語条例への対応  
外国人、障がい者、高齢者等誰もが円滑に施設利用するための、コミュニケーションにおける工夫及び必要に応じた支援の方針
  - (5) 施設の特性をより効果的に活かすために行う自主事業の内容等
  - (6) 利用料金の設定、減免の考え方
  
- 4 事故防止等安全管理 . . . . . 28
  - (1) スポーツに起因する事故や熱中症等の危険性を鑑み、指定管理業務を行う際の事故防止等の安全確保に関する取組内容
  - (2) 事故・不祥事・災害等の緊急事態が発生した場合や安全管理の妨げとなりうる事案を認知した際の対応方針  
緊急事態の際に、利用者に外国人や障がい者、高齢者が含まれていた場合の対応方針  
緊急事態発生時の県及び地元自治体等との連携についての考え方
  - (3) 急病人等が生じた場合の対応（救急救命士等の配置、救命に関する職員研修等）
  
- 5 地域と連携した魅力ある施設づくり . . . . . 34
  - (1) 地域人材の活用、地域との協力体制の構築及びボランティア団体等の育成・連携の取組内容
  - (2) 地元企業への業務委託等による迅速かつきめ細かいサービスの提供に向けた取組内容

## II 管理経費の節減等

- 平成 32～36 年度の収支計画書 . . . . . 37

## III 団体の業務遂行能力

- 1 人的な能力、執行体制 . . . . . 44
  - (1) 指定期間を通じて効果的・効率的に指定管理業務を行うための人員配置等の状況
  - (2) 業務の一部を委託する場合の管理・指導体制の状況
  - (3) 指定期間を通じて安定して指定管理業務を行うための人材育成や職員採用の状況、労働時間短縮の取組や職場のハラスメント対策など労働環境の確保に係る取組状況

2	コンプライアンス、社会貢献	49
	(1) 指定管理業務を実施するために必要な団体等の企業倫理・諸規程の整備、施設設備の維持管理に関する法規や労働関係法規などの法令遵守の徹底に向けた取組の状況（労働条件審査の実施予定など施設職員に係る労働条件の確認の有無を含む）	
	(2) 指定管理業務を行う際の環境への配慮の状況	
	(3) 法定雇用率の達成状況等、障害者雇用促進の考え方と実績	
	(4) 障害者差別解消法に基づく合理的配慮など、「ともに生きる社会かながわ憲章」の趣旨を踏まえた取組みについての考え方	
	(5) 神奈川県手話言語条例への対応 外国人、障がい者、高齢者等誰もが円滑に施設利用するための、コミュニケーションにおける工夫及び必要に応じた支援の方針	
	(6) 社会貢献活動等、CSRの考え方と実績、SDGs（持続可能な開発目標）の取組	
3	事故・不祥事への対応、個人情報保護	56
	(1) 募集開始の日から起算して過去3年間の重大な事故または不祥事の有無ならびに事故等があった場合の対応状況及び再発防止策構築状況	
	(2) 個人情報保護についての方針・体制、職員に対する教育・研修体制及び個人情報の取扱いの状況	
4	これまでの実績	58
	(1) スポーツ会館と類似の業務を行う施設等での管理実績の状況	
	(2) 県又は他の自治体における指定取消しの有無	

## I サービスの向上

### 1 指定管理業務実施にあたっての考え方、運営方針等

#### (1) 神奈川県スポーツ推進条例を踏まえた、指定管理業務全般を通じた団体等の総合的な運営方針、考え方

神奈川県スポーツ推進条例は、本県で今後行われるメガイイベントを契機にスポーツに対する県民の皆様のご関心が高まることから、確実にスポーツの推進を図り、超高齢化社会に向け多くの県民の皆様が生涯にわたりスポーツに親しみ、健康で幸福であると感じられる“いのち輝く地域社会”の実現を背景に、①スポーツ基本法の趣旨を踏まえつつ、その補完的役割、②神奈川ならではのスポーツ振興施策を規定するために制定されたと認識しています。

- 本県の特徴を踏まえたスポーツ推進計画
- スポーツを通じた未病の改善や健康寿命の延伸
- 本県の豊かな自然を生かしたスポーツの推進
- 県民、市町村、スポーツ団体等が県と協働するスポーツ振興体制の構築

#### 神奈川県スポーツ推進条例の制定

#### ○ 総合的な運営方針、考え方

- ・ 公益財団法人神奈川県体育協会（以下「県体育協会」という。）は、神奈川県スポーツ推進条例の制定意義・目的を鑑み、誰もが、どこでも、いつまでも、性別や年齢、障害の有無にかかわらず、子どもから高齢者まで生涯にわたりスポーツに参加し、スポーツを楽しめる社会の実現を目指し、これからも神奈川県をはじめ、県体育協会加盟団体や関係機関と連携協力し事業を展開してまいります。
- ・ 県体育協会は、「施設の設置目的」「公の施設としての役割」を十分に認識し、地域住民に対するスポーツ会館の認知度の向上のため、更なる広報の充実とスポーツ教室などを通して「また行ってみたい」と思う魅力あるプログラムを提供し、県民の皆様にご親しまれるスポーツ会館の実現を目指します。
- ・ 13年間の指定管理実績からこれまで築き上げてきた地元自治会との信頼関係により、回覧板や地域掲示板等を活用した広報活動を充実させ、県体育協会加盟の55競技団体の協力を得て魅力あるプログラムと質の高い指導者の提供に努めてまいります。
- ・ また、県体育協会は、2020年度から県立体育センターの運営を支援する神奈川スポーツコミュニケーション株式会社の協力企業として関わることから、同社と業務内容や職員研修などの連携が可能となり、より充実したスポーツ会館の運営体制ができます。

なお、神奈川スポーツコミュニケーション株式会社代表企業で、県立体育センターの運営支援業務を行う美津濃株式会社様からは、関心表明を頂く予定です。

- 指定管理者制度が導入された平成18年度から県体育協会は、スポーツ会館の指定管理者に応募させていただき、現在に至りました。第4期の施設運営は**信頼と実績**、そして**チャレンジ**を掲げ、これまでの指定管理者としての実績を踏まえ新たなチャレンジに取り組み、県民の皆様に親しまれるスポーツ会館の実現を目指します。

### 現管理者としての誠実な管理・運営(信頼と実績)

### これまでの信頼と実績をもとに県民に親しまれる スポーツ会館を目指した新たなチャレンジ

- 県民の皆様に親しまれるスポーツ会館の実現に向けて

スポーツ会館に行ってみよう。

(知名度の向上)

- ★地元自治会と連携した広報活動
- ★県体育協会HP、ミニコミ誌を活用した広報

また、スポーツ会館に行ってみたい。

(魅力あるプログラムの提供)

- ★加盟競技団体との連携による資質の高い指導者の配置

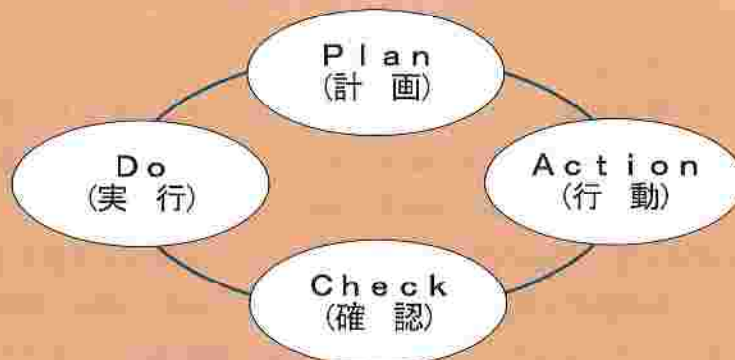
### 県民の皆様に親しまれるスポーツ会館の実現

#### 方向性の確認

#### PCDAサイクル

13年間の実績とノウハウを駆使した行動と確認システム

- ・「なぜ」と思う探求心と固定観念にとらわれない柔軟性を大切に  
した様々な視点に立った行動
- ・「確かな知識と親身な対応」を身につけた職員の行動



## ○ 県民の皆様が親しまれるスポーツ会館から未病改善へ

本県では、2019年にラグビーワールドカップ™、2020年には東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会のセーリング競技、野球・ソフトボール競技、2021年には全国健康福祉祭（ねんりんピック）の開催が予定され、**県民の皆様のスポーツに対する関心**が高まって来ております。

こうした中で、一人でも多くの県民の皆様にスポーツに親しんでいただき、健康増進や健康寿命の延伸を進めて、高齢になっても誰もが生き生きと健康に暮らし長生きできる社会の実現を目指して「**未病の改善**」に取り組めます。

### スポーツは、身近なものです。(県民の皆様の意識の改革) 魅力あるプログラムの提供

#### 幼児・ジュニア —子どものスポーツ活動の推進—

- ・運動や遊びを通じて、楽しみながら身体活動を行うプログラムを提供します。
- ・親子で参加できるプログラムを展開します。
- ・地域スポーツクラブやスポーツ少年団との協働した事業を展開します。

#### 社会人・高齢者等 —スポーツを通じた未病改善に向けての取組

- ・無理なく実施できるスポーツ・レクリエーションプログラムを提供します。
- ・**3033運動の推進**により、運動を取り入れた生活を推奨します。
- ・曜日や時間帯を考慮し、社会人が参加しやすいプログラムを提供します。

#### 障がい者 —障がい者のスポーツ活動への支援—

- ・(仮称)神奈川県障がい者スポーツ協会や神奈川県身体障害者連合会と県体育協会が協働して、障がい者の方がスポーツに親しめるプログラムを提供します。

## 未病の改善

## ○ 私たちは実現します。—チャレンジ—

常に探求心を持ち、確かな知識と親身な対応で、指定管理者として今まで培ってきた利用者様との信頼関係のもとコミュニケーションを大切にし、迅速な対応で目標の実現に**チャレンジ**してまいりました。

定期的実施しております簡易アンケートで要望をいただきましたトイレの温水便座化は、1Fと2Fの洋式トイレに設置いたしました。

また、夏の活動の際には、更衣室・シャワー室を快適にご利用いただくために、扇風機を設置させていただきました。さらに利用者様に少しでも季節感を感じていただくために、年始には門松を、春には桜を、秋にはハロウィンを、冬にはクリスマスを彩ったスポーツ会館内の装飾を行いました。このように利用者様がより快適にスポーツ会館を利用でき



(館内装飾)

る創意工夫してまいりました。

そこで、第4期の指定管理では、これまで親しみを持って利用していただいた利用者様に、単なるサービスの提供だけでなく、心からのおもてなしの気持ちである「**ホスピタリティ**」を通して、利用者様に喜びと深い心地よさを感じていただくことで、信頼と安心感がさらに増し、そこには新たな感動が生まれると思っています。

利用者様がたっぷり汗を流して充実した時間を過ごし生涯にわたって生き生きとした生活を送る中で、健康寿命が延伸して未病の改善に繋がるなど、スポーツ会館がさらに魅力ある施設になるよう職員一丸となって様々なことに**チャレンジ**してまいります。

## ○ 施設の設置目的を鑑み、公共性・平等性の確保や法令を遵守した運営をします。

### 【スポーツ会館の運営方針】

- 全ての利用者様に、平等利用の確保や公共性・公平性、サービスを重視した施設運営を行います。
- スポーツ会館の管理運営上で、知り得た個人情報、神奈川県個人情報保護条例及び県体育協会個人情報保護規程に則り、管理します。
- 利用者様を最優先に配慮した、安心・安全にスポーツを実施するため専門性の高い職員を配置し、施設管理運営を行います。
- 地域住民のコミュニティーの場としてのスポーツ施設を目指します。
- スポーツ未実施者へのスポーツ参加の促進、健康増進、健康寿命の延伸のため多様なスポーツ等のプログラムを関係団体の協力を得ながら提供し、**未病の改善**を目指します。
- コストの削減、環境への配慮、地域貢献など公共の施設としての運営を行います。

### 【利用者の平等利用の確保】

県立スポーツ会館の利用承認は指定管理者にあります。地方自治法で定める公の施設ですので、県の指導を受けながら、県民の皆様の平等な利用を図ります。

体育館の一般開放日や多目的室の個人利用については、神奈川県の承認を得て、個人の利用者様にも配慮し、個人利用日を設けて快適に利用していただけるように取り組んでまいります。

団体利用者については、平成18年10月から神奈川県公共施設利用予約システム(e-kana gawa施設予約システム)が県立スポーツ会館に導入されており、利用の申し込みが、電話やスポーツ会館に設置されている窓口端末の他、パソコンやスマートフォンからインターネットで、スポーツ会館の利用抽選申し込み及び空き状況の照会・利用申し込みができるようになっております。

この予約システムを利用するためには、事前に利用者登録が必要ですが、誰もが平等に利用できるよう、適正な利用者登録を行います。

**利用者様に対しては、予約システムについて十分にご理解いただけるようマニュアルの配布や職員が懇切丁寧に説明できる体制を整えていきます。**

### 【法令に基づいた施設運営】

県体育協会は、**スポーツを振興し、県民の体力向上とスポーツ精神の養成に寄与することを目的とする公益財団法人としての責務**を有しており、スポーツ会館の管理運営に当たっては、

- 地方自治法
- 神奈川県立スポーツ会館条例
- 神奈川県立スポーツ会館利用に関する規則
- 消防法、建築基準法、電気事業法等の施設設備の維持管理に関する法規
- 労働基準法、労働安全衛生法、その他労働関係法規



- 障害者差別解消法、個人情報保護条例
- その他、施設の安全確保のための各種法令規則等を遵守することは当然のことと考えております。

なお、県体育協会は、公益財団法人の根本規則である定款に基づき、協会の運営関係規程である加盟団体規程、賛助会員規程等 16 規程、事務局の運営関係規程である事務決裁規程、文書管理規程、職員就業規程、経理規程等 29 規程・細則、役・職員倫理規程、暴力行為・コンプライアンス窓口設置規程等を定めており、公益財団法人の業務や事務を適正に執行しております。

### スポーツ会館の設置目的

昭和 39 年第 18 回オリンピック東京大会開催記念事業として、日本体育協会(現 JSPO)オリンピック振興資金財団の交付金を活用し、県民のスポーツ振興・心身の健全な発達に寄与するための施設として、昭和 43 年 1 月にオープンしました。

その後、「かながわ・ゆめ国体」の本県選手団競技本部として活用するために平成 9 年度に建替えられ、現在は、生涯スポーツ振興の拠点施設であると認識しております。

### 公の施設としての役割

神奈川県スポーツ推進条例を遵守し、これまで培ってきたノウハウや神奈川県スポーツ振興計画「**エンジョイ・スポーツ！かながわプラン**」の趣旨を踏まえた管理運営に努めます。ご利用いただく団体、個人の皆様には、利便性を確保しつつ、公共性、平等性を重視した利用を図ってまいりますとともに、各種事業を展開し、県民の皆様が手軽にスポーツに親しむことのできる場を提供させていただきます。

## (2) 業務の一部を委託する場合の業務内容等

### ○ 委託業務の考え方

神奈川県立スポーツ会館業務基準に従い、専門性の高い業務については、安全・安心にスポーツ会館をご利用いただくために、専門業者へ業務委託を行いたいと考えております。業務を委託することにより、日常的に従事する職員が運営方針に沿った業務に専念することができるものと考えます。

なお、委託する業者は、神奈川県暴力団排除条例を遵守し、**県内中小企業や障がい者雇用企業等**を選定いたします。

### ○ 委託業務の内容

設備管理業務、警備業務を委託業務と考えております。

- ・委託する業務は、県内中小企業や障がい者雇用企業等を選定し、地元経済の活性化に協力します。
- ・県体育協会が指定管理を務める間は、県内中小企業や障がい者雇用企業等に委託します。

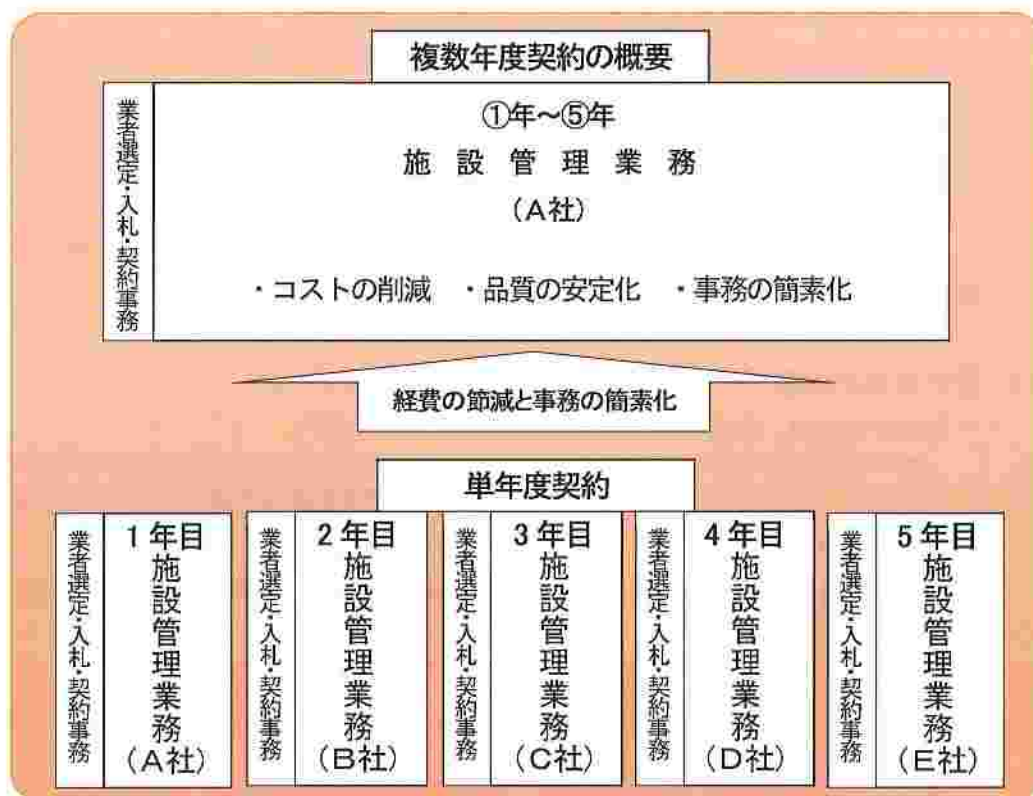
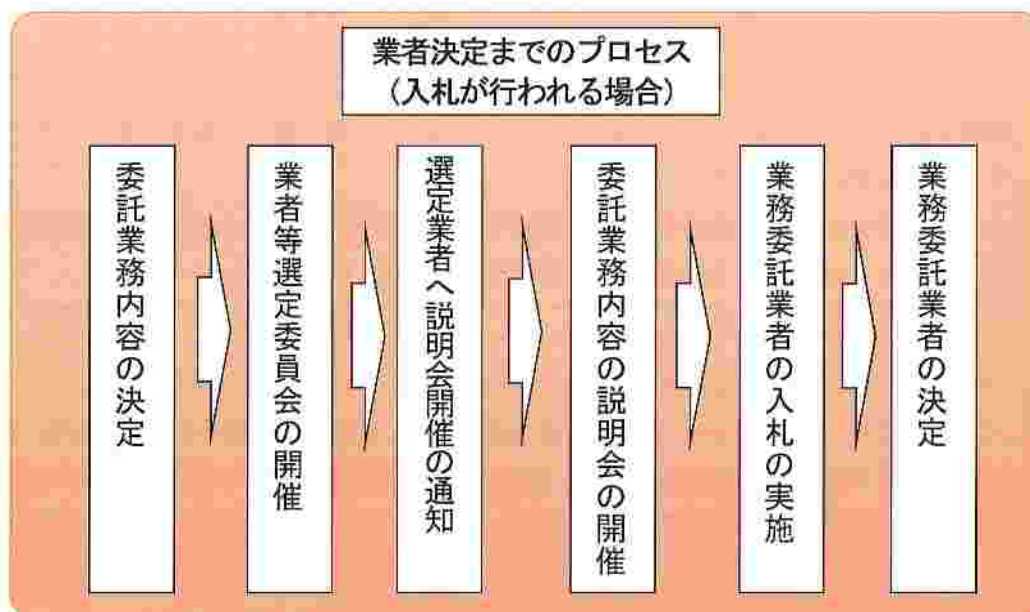
委託による効果

**専門性、作業効率、作業時間の確保と安全性の担保**

○ 委託業務者の決定方法

神奈川県立スポーツ会館指定管理者募集要項を念頭に、県体育協会経理規程並びに業者等選定要綱に基づき、業務内容を勘案した業者を複数選定し、指名競争入札により、業者を決定します。

なお、コスト削減や品質の安定化、事務処理の軽減による時間確保の観点から指定管理期間の複数年契約を行う予定で考えています。



# I サービスの向上

## 2 施設の維持管理

### (1) 清掃業務、施設の老朽化を踏まえた保守点検業務、受付業務、警備業務等についての実施方針

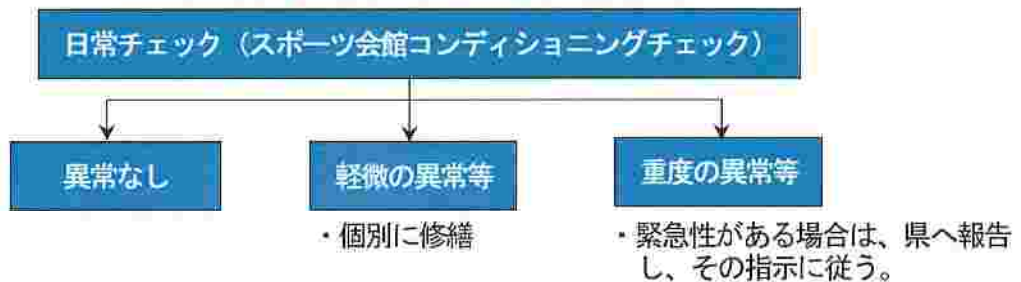
スポーツ会館の歴史とともに歩んでいる県体育協会は、設置 20 年以上を経ているスポーツ会館の現状を把握しております。

職員は、点検用紙を基に、これまでの経験も加味して日々の点検では、くまなく目でチェックし、身体で感じ、スポーツ会館のコンディションを把握するとともに、こうした日常点検の他に、定期点検、法定点検など必要に応じた手立てを講じ、「**県民の皆様**に親しまれる**スポーツ会館**」の実現に向け、施設の維持管理を行います。



(朝の点検)

利用者様の声を大切に、確かな知識と親身な対応!!



日常のコンディショニングチェックで  
スポーツ会館はベストコンディション!!

**ハイクオリティーな施設**：利用者様のご満足いただける、また行ってみたい施設

**心地よい施設**：日常チェック・法令を遵守した点検の実施による施設保全がされた施設

**安全・安心な施設**：利用者様の視点に立った施設修繕と安全性が確保された施設

積み重ねて実現します!!

#### ○ 保守点検業務

利用者様が安全に施設を利用していただくよう、日常の点検業務に重点を置いて取り組んでまいります。

また、物品等は、県に帰属することを認識し使用及び保管については、適切に行います。

### ・建築物の保守管理

毎日指定された職員が館内・外を巡視し、破損箇所や異常な箇所を発見した場合には、県と連携して速やかに専門業者に修理を依頼する等、適切に対応します。

### ・建築設備の保守管理

建築設備等について、次のとおり日常点検、法定点検、定期点検及び清掃等を行い、状態、性能を維持します。

#### ※検査、点検、法定点検等の保守管理

項目・内容	頻度
簡易専用水道検査	年1回
消防設備点検(外観点検・機能点検及び総合点検)	年2回
エレベーター保守点検(24時間365日の遠隔機器点検及び異常監視)	月1回
電気工作物保守点検	月1回
電気設備定期精密点検	年1回
機械式駐車場点検	年6回
自動ドア保守点検	年4回
吸収冷温水機冷却塔保守点検	年4回
ファンコイルユニット空調機器保守点検	年1回
受水槽点検	年1回
建築基準法第12条に基づく施設定期点検業務 ・昇降機及び昇降機以外の建築設備の点検(法第12条第2項) ・敷地及び構造の点検(法第12条4項)	年1回 3年に1回

#### ※清掃

項目・内容	頻度
カーペット、フロア・木地清掃	年2回以上
フロア清掃	年2回以上
窓ふき清掃	年2回
受水槽清掃	年1回
害虫駆除	年2回
樹木剪定・植え込み等の刈り込み及び外構清掃等	随時
日常清掃(館内トイレ・シャワー室を含む)	随時

- ・ 植木剪定などの外構清掃や日常清掃でのごみを極力抑え、再使用、再生を念頭に事業用ごみとして、分別して専門業者に引き取りを依頼します。

### ・備品等の保守管理業務

備品等の管理は、物品管理簿で管理するとともに、毎日指定された職員が館内・外を巡視する際に利用様の安全を確保し、次のとおり措置を講じます。

項目	措置内容
体育備品(消耗品の物品含む)の保守管理	破損、不具合等を発見した場合には直ちに使用を停止する措置を取り、県に報告いたします。
重要物品	会館の運営に支障をきたさないよう保守点検を行い、破損、不具合等が生じた場合は直ちに県に報告いたします。

点検、清掃に際しては、利用者様の利用の妨げにならないように行います。

### ・備品等管理報告

管理備品については、現在高と照合し毎年度末に報告いたします。また、新規購入などに伴う管理備品の処分については、事前に県の承認を得るとともに、処分等に係る費用については、県体育協会が負担いたします。

### ○ 受付業務

子どもから高齢者まで、様々な利用者様に対して、全職員が笑顔であいさつでお迎えし、利用者様の気持ちになった親切で丁寧な窓口対応をします。また、窓口で取扱う利用料金は、神奈川県立スポーツ会館指定管理業務基準に則り、徴収及び管理をします。

窓口は、スポーツ会館のファーストインプレッションとなりますので、利用者様に不信感を与えないよう万全を期します。

### ○ 保安警備業務

夜間及び休館日の警備については、警備会社に業務委託して保安を確保するとともに利用者様の安全、財産の保全を図るため、次のとおり保安警備を行います。

職員が適宜、館内を巡視し、利用者様を事故、災害及び犯罪等から守り、安全を確保します。

体育館、多目的室及び会議室の利用予定表等をもとに受付で入退出者等を適切に確認します。

### ○ 留意事項

利用者様の健康を配慮し、神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例を遵守し、敷地内を全面禁煙といたします。



(玄関前エントランスと館内掲示)

## (2) 事故・災害等に対する施設保全や報告体制についての考え方(開館時間外も含む)

### ○ 事故に対する施設保全

スポーツ会館は、地上3階、地下1階の構造であることから、**利用者様の安全確保を第一**に考え動線となるエントランス周りほもとより、エレベーターや階段、手すり等の日常チェックを行い、異常が感じられたら即座に対応し、施設保全に努めます。

また、体育備品については、破損、不具合等を発見した場合には直ちに使用を停止するなどの措置を取ります。緊急性を要するものについては、県に報告し、その指示に従います。

○ 火災に対する施設保全

防火管理者を置き、防火区画の確認などの防火管理上の業務を行うとともに、防火扉や防火シャッターの可動確認や可動に支障のある物品が置かれていないかを日々点検します。また、体育館に設置されている排煙窓の操作方法や動作確認を日ごろから点検し、火災報知機などは、有資格者による点検を実施します。

○ 地震に対する施設保全

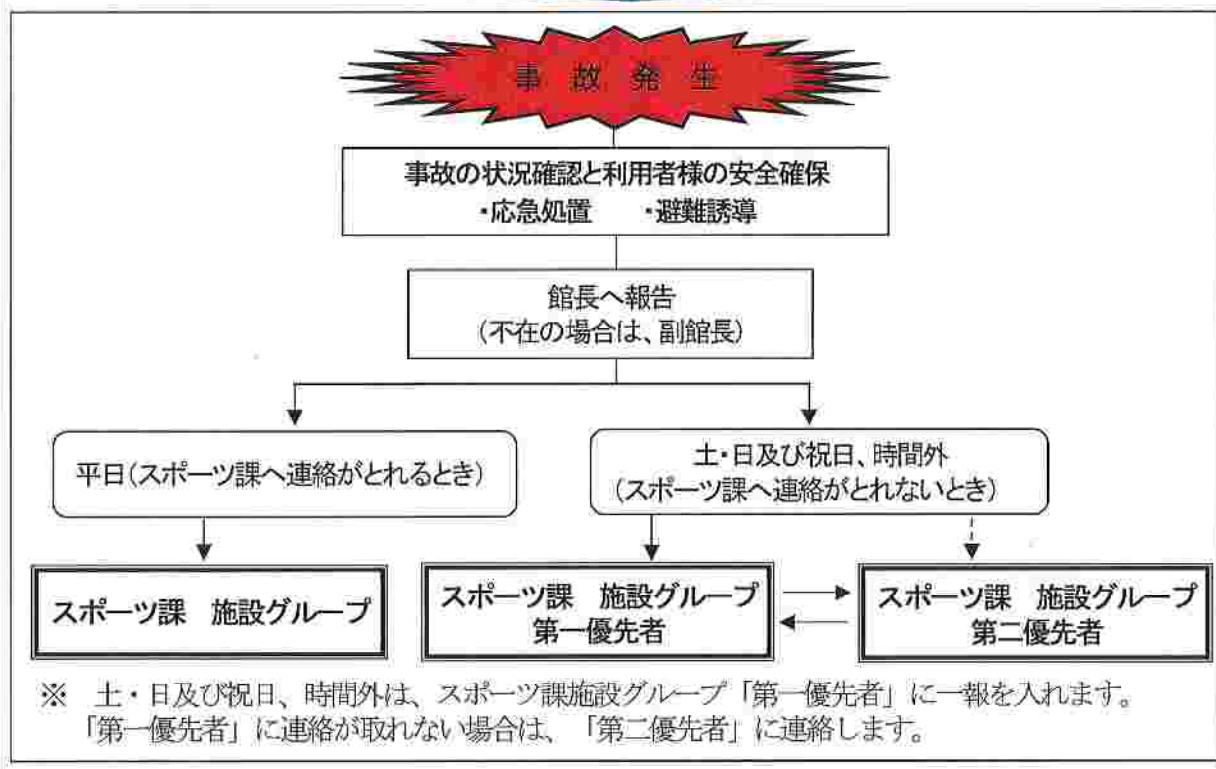
外壁の目視点検などを行うとともに、倒れやすい物品は予め金具などで転倒防止措置を講じます。体育備品については、利用の際の出し入れに支障の無いように転倒防止措置を講じます。大規模地震の発生後には、構造体の異常や各種設備の異常確認を目視、聴診による臨時点検を行います。

なお、大規模地震の発生後は余震の恐れがありますので、安全を十分に確認したうえで、実施します。

○ 報告体制について

**事故発生！！**

- ・施設内の事故により、救急車を要請した場合
- ・施設内で発生した事故で、人身事故の場合
- ・施設の瑕疵が原因の可能性のある事故が発生した場合
- ・災害や犯罪等により施設が損害を受けた場合
- ・その他、日常管理の範囲を超える事態が発生した場合



# I サービスの向上

## 3 利用促進のための取組、利用者への対応、利用料金

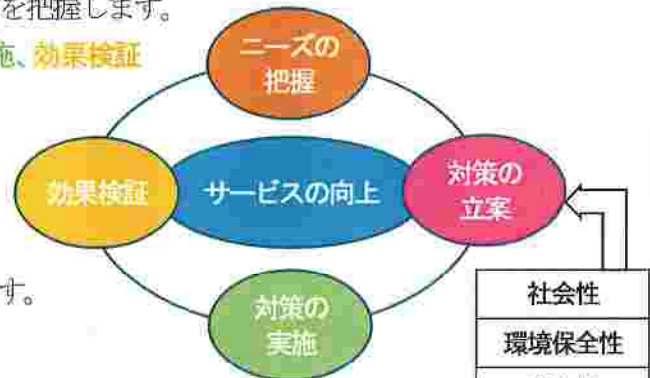
### (1) より多くの利用を図るために実施するスポーツ振興に関する取組の実施方法、内容等

県体育協会は、スポーツ会館の指定管理者として3期13年の実績により地域住民が主体となって運営している地域スポーツクラブや県体育協会の加盟団体の協力を得ながら、施設運営に取組むとともにスポーツ教室や指導者研修会を開催し県民の皆様提供してまいりました。

第4期は、今まで培った関係団体との信頼関係や加盟団体とのさらなる連携により、県民の皆様が安心してスポーツに親しめるようクオリティーの高い施設運営とニーズに対応したスポーツ教室等の自主事業を展開してまいります。

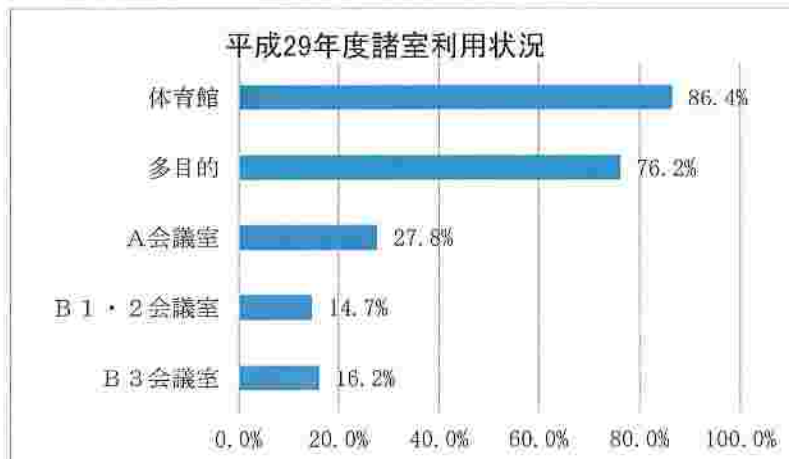
#### ○ 現状の把握について

- ・ 日常的な相談、アンケート（簡易・詳細）結果や県体育協会加盟団体などのスポーツ団体とのネットワークを活用し利用者のニーズを把握します。
- ・ **ニーズの把握、対策の立案、対策の実施、効果検証**の4つの過程をサイクルさせることで、**サービスの向上**を図ります。
- ・ 利用者様ニーズのバランスを考え、**社会性、環境保全性、安全性、機能性、経済性**の面から検証し、対策を立案します。



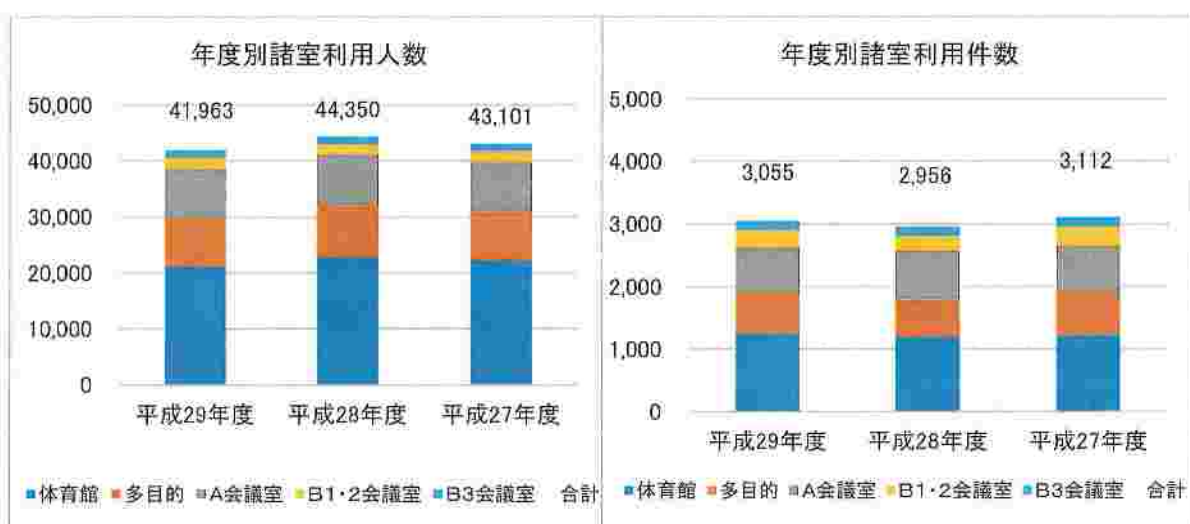
#### (利用状況の把握)

	平成29年度 利用状況	平成28年度 利用状況	平成27年度 利用状況
体育館	86.4%	83.5%	83.6%
多目的	76.2%	70.9%	74.2%
A会議室	27.8%	30.0%	30.8%
B1・2会議室	14.7%	12.5%	15.6%
B3会議室	16.2%	14.2%	14.9%



【過去3カ年の諸室利用件数と利用人数】

	平成29年度		平成28年度		平成27年度	
	団体数	延人数	団体数	延人数	団体数	延人数
体育館	1,249	21,192	1,184	22,905	1,215	22,314
多目的	657	8,606	613	9,125	692	8,610
A会議室	714	8,660	759	9,062	735	8,733
B1・2会議室	282	2,115	256	1,868	314	2,133
B3会議室	153	1,390	144	1,390	156	1,311
合計	3,055	41,963	2,956	44,350	3,112	43,101



(利用者様ニーズの把握)

・施設利用者様アンケート

年2回の詳細アンケートと窓口で常設した簡易アンケートを実施し利用者様の声をしっかりと伺い、施設運営や事業に反映していきます。

・スポーツ教室・研修会の参加者様アンケート

スポーツ教室、研修会の参加者様へのアンケートを実施し、事業の分析を行い、事業展開に反映していきます。



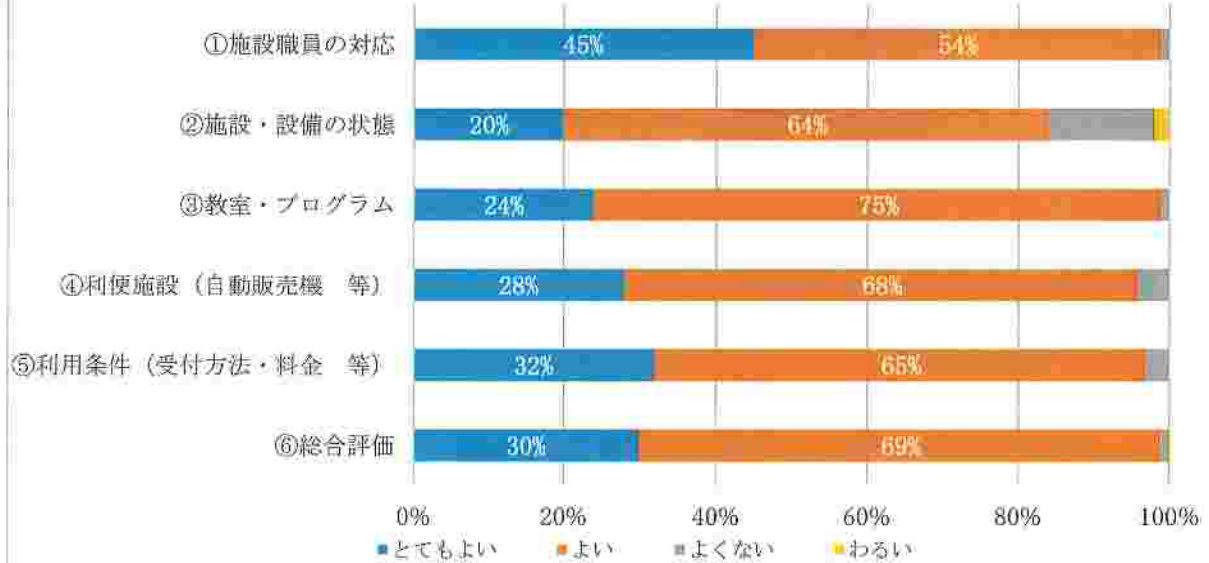
(アンケート回収ボックス)

施設利用者様アンケート結果 (詳細アンケート)

平成30年9月4日～10月4日に、利用者様190名に対しアンケート調査を実施させていただいた結果、総合評価で「とてもよい」「よい」の回答は、99%となり、引き続き**県民の皆様**に**親しまれるスポーツ会館**の実現に向け努力してまいります。



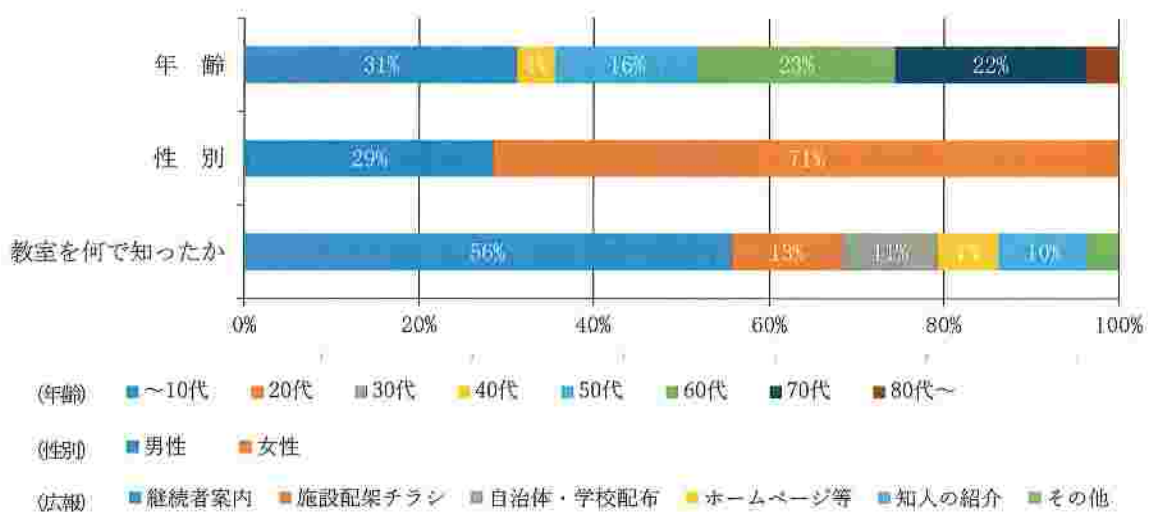
平成30年度利用者様アンケート結果

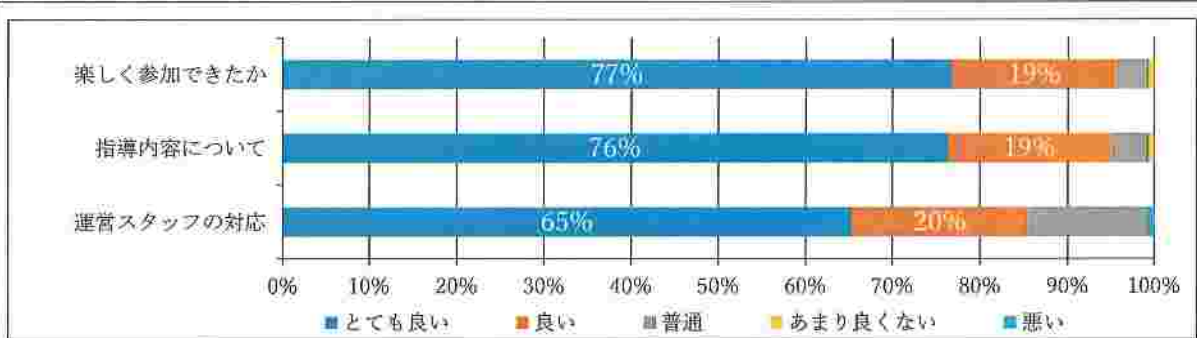


教室参加者様アンケート結果

平成30年度冬期9教室の参加者様255名へアンケート調査を実施させていただいた結果、「楽しく参加できたか」で、「とても良い」「良い」が96%で、「指導内容について」は、「とても良い」「良い」が95%であったことから、教室については満足して頂いたことが推測できます。また、スタッフの対応についても「とても良い」「良い」が85%で運営体制にも満足いただけたと思われれます。今後も、質のよい指導を心がけ、参加者様が満足していただける**魅力あるプログラムの提供**に取り組んでまいります。

平成30年度教室参加者様アンケート結果

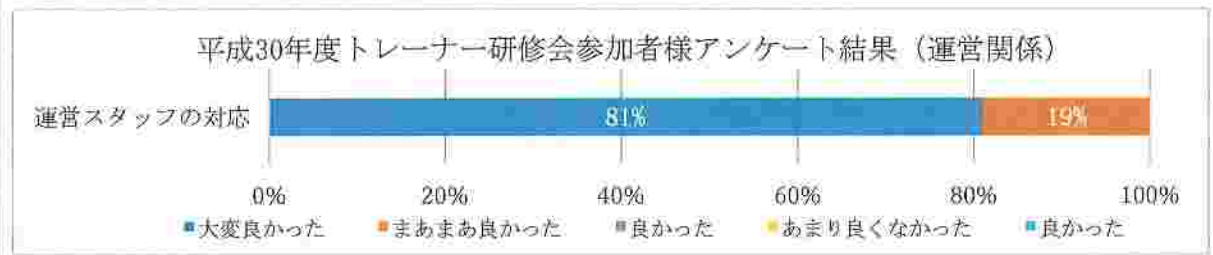
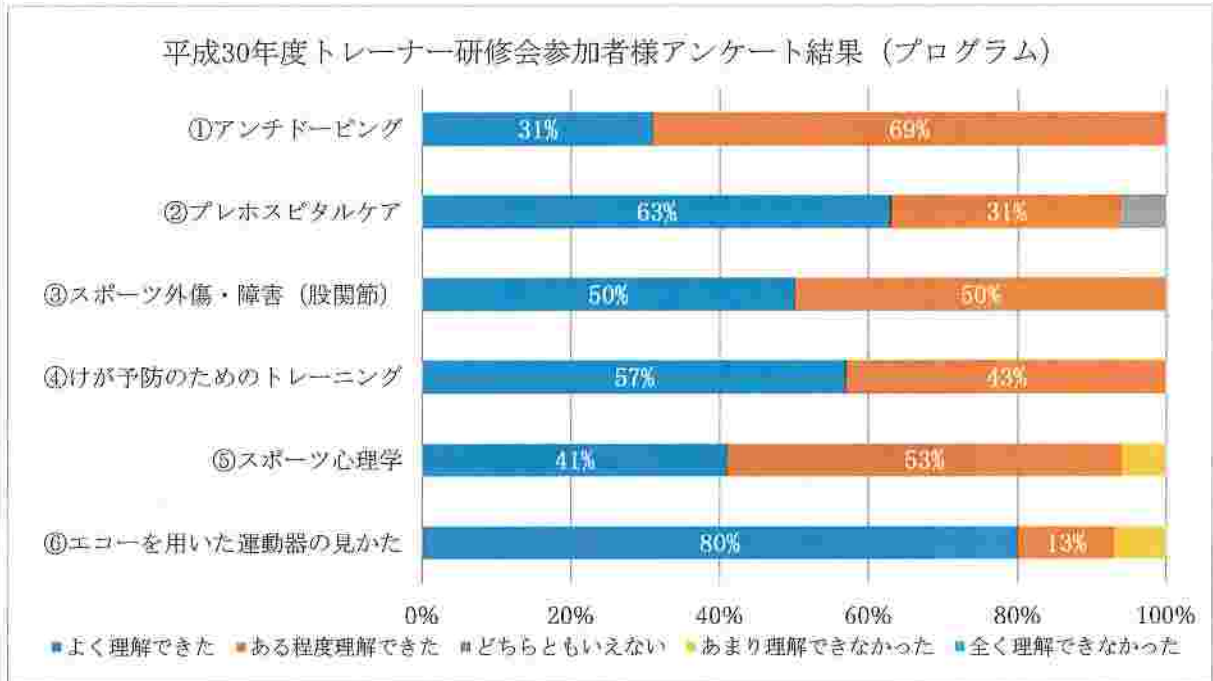




研修会の参加者様アンケート結果

平成30年度後期トレーナー研修会の参加者様22名へアンケート調査をさせていただいた結果、研修内容の満足度は、内容によって異なりますが、平均して、「よく理解できた」「ある程度理解ができた」が97%で内容について満足していたことが推測できます。また、スタッフの対応については、「大変良かった」「まあまあ良かった」が、100%で研修会の運営体制にも満足いただけたと思われまます。

今後、実施してもらいたい内容については、テーピングの実習、スポーツ外傷・障害の基礎知識、スポーツと栄養などが多くの参加者様から挙げられましたので、次回の研修会の内容に反映し、**魅力あるプログラムの提供**に取り組んでまいります。



### 「県民の皆様に残されるスポーツ会館」を目指します。

利用状況や各種アンケート結果から明らかになったスポーツ会館の現状を踏まえ、さらには、加盟 55 競技団体、33 地域団体、3 学校体育団体並びに一般社団法人神奈川県総合型スポーツクラブネットワーク(KSN)との連携・協力のもと、現指定管理者としての**信頼と実績**、そして**チャレンジ**を掲げ「誠実な管理・運営」で魅力あるプログラムを提供します。

#### 具体的内容

##### 3期13年間の実績とノウハウを駆使した誠実な管理・運営

- ・ 「なぜ」と思う探求心と固定観念にとらわれない柔軟性を大切にした様々な視点に立った行動
- ・ 経験と実績を活かし熱意・意欲を持って、利用者様の視点に立った運営
- ・ 「確かな知識と親身な対応」を心がけた専門職員の配置

##### ○ 開館日の充実

- ・ 年末年始と原則月1回の施設点検以外は無休とします。

※ 年間約37日の利用日が新たに確保されます。

##### ○ 窓口対応の充実

- ・ 職員が基本的な手話を習得し、手話では対応不足となる場合には、**コミュニケーションボード**や**筆談ノート**を配置して聴覚障がい者の方と意思の疎通を十分に図ります。

また、利用者様の国際化に備え、多言語対応ができる**自動翻訳機**を導入します。

##### ○ スポーツ教室の規模拡大と充実

- ・ 子どもから高齢者・障がい者の方まで参加できるスポーツ教室を開催します。また、お子様が教室に参加している間、保護者様が参加できる教室を開催します。



##### ○ 親切的な指導と機器の充実

- ・ 体育館や多目的室の利用者様に対し、体育器具についての説明や、安全に配慮した正しい使用方法を親切丁寧に説明、指導します。また、トレーニング機器などを更新し、利用促進を図ります。

##### ○ 利用者の拡大・利便性の向上

- ・ トイレ内にベビーベッドを新設し、洋式トイレの温水便座化も引き続き行います。
- ・ 一般開放時における体育館の利用者様に対し、適宜適切に実技指導を無料で行います。また、ラケットやボールをお忘れになった利用者様に対しても無料でレンタルを用意し、利用者様の拡大、利便性の向上を図ります。
- ・ 県民スポーツ月間中にスポーツの振興に向けたトップアスリートによる講演会を開催します。

##### ○ 大学と連携した健康体力相談事業の実施

- ・ 県内大学と連携して、**未病の改善**に向けた利用者様の健康体力相談を行います。

### ○ 県体育協会機能の活用

- ・ 県体育協会の機能を活用し、利用者様からのスポーツに関する相談に応じ、有能なスポーツ指導者やスポーツドクターを紹介します。

### ○ 利用者様への活動情報の提供

- ・ 地域でスポーツに取り組みたい方に、競技団体を通じて活動の場を提供します。

### ○ 利用者様の安全確保

- ・ 日常生活における救急時の適切な対応や事故防止策を身に付けるため、スポーツ会館利用者様も含めた救急法講習会を開催します。

### ○ 各種ボランティアの育成

- ・ 国際スポーツ大会等で活躍できるボランティア育成のための英会話教室を開催します。

### ○ リラックスゾーンの設置

- ・ スポーツで疲れた身体をリフレッシュいただくために、マッサージ器2台と血圧計を設置し、「癒しの未病改善ゾーン」と位置づけ、利用者様に活用していただきます。

また、食に関する相談をご希望される利用者様には、県栄養士会が運営する「栄養ケア・ステーション」をご紹介し、食とスポーツの両面からも「未病の改善」に取り組めます。



### ○ 環境に配慮した施設運営

- ・ 利用者様に洗面所や更衣室のシャワーの節水、ロビーや諸室の節電をお願いするとともに、LED照明を導入していきます。
- ・ グリーンカーテンを整備し、夏期の節電に努めます。

### ○ 地下更衣室の貸出し 新たなチャレンジ

- ・ 地下に設置してあります更衣室は、団体利用者様がイベントで体育館等をご利用いただく際に、必要に応じて、無料で貸出ししておりますが、稼働率は、非常に低い状態が続いています。

そこで、地下に設置してあります更衣室を会議室として、また軽スポーツもできる「(仮称)地下多目的室」として、県民の皆様への貸出しを提案します。

### ○ 駐車場の有料化 新たなチャレンジ

- ・ 三ツ沢公園には、球技場やテニスコートと隣接の平沼記念体育館があり、各スポーツ施設の駐車場は、有料となっております。一方で、県立スポーツ会館の駐車場は無料となっており、利用者様以外の方が駐車場を無断で使用することも散見されています。
- ・ 県立スポーツ会館利用者様でも駐車場が満車の時には、有料駐車場をご利用しており、不公平感が生じています。そこで、駐車場の維持管理費は受益者負担を導入して賄うこととするため、スポーツ会館駐車場の有料化を提案します。

## 駐車場の有料化

三ツ沢公園並びに近隣のスポーツ施設の  
駐車場利用方法の共通化

### ・導入経費

受益者負担で賄います。

### ・料金体系

三ツ沢公園駐車場料金を踏襲した料金体系とします。

(具体案) 入庫から2時間まで310円、以降1時間ごとに150円

### ・三ツ沢公園及び近隣施設の駐車場の設置状況

三ツ沢公園第1駐車場 (普通車 88台、身体障がい者用スペース 2台)

三ツ沢公園第2駐車場 (普通車 241台、身体障がい者用スペース 4台)

三ツ沢公園第3駐車場 (普通車 112台)

平沼記念体育館 (普通車 15台)

### ・導入イメージ



## (2) より多くの利用を図るために行う広報・PR活動の内容等

県民の皆様に親しまれるスポーツ会館の実現のためには、スポーツ会館の知名度を上げ、快適な会館利用と魅力あるプログラムの提供が重要であり、そのためには、広報は欠かせない、重要な要素であると認識しています。

### ○ 地元自治会との連携した広報活動

13年間の指定管理実績から構築された地元自治会との信頼関係により、回覧板を通じた地域住民の皆様へのチラシ配布や地域掲示板等を活用した広報活動に取り組めます。また、スポーツ会館の利用案内を掲載した春期、夏期、秋期、冬期のスポーツ教室の募集チラシは、岩崎学園デジタルアーツ専門学校生の課外学習の一つと位置付けさせていただき、若い感性を取り入れたチラシを作製して各期配布します。



(スポーツ会館利用案内・教室のチラシ)

### ○ オフィシャルウェブサイトやミニコミ誌を活用した広報活動

県体育協会のオフィシャルウェブサイトでは、スポーツ会館の利用案内はもとより、e-kanagawa施設予約システムともリンクし、施設利用の予約・申込みも可能となっています。スポーツ会館に関することはワンストップでできるように利用者様の利便性を図ります。また、県、県立体育センター、県立武道館などのウェブサイトともリンクし、県全体のスポーツ振興に関することや他の県立施設の催し物の状況が閲覧できるようにします。

利用者様がスポーツ会館でも施設申込みができるようにパソコンを窓口に常設し、パソコン操作に不安のある利用者様には、職員が丁寧にご説明いたします。

さらに、地域のミニコミ誌などを活用し、多くの皆様に広報を展開し、スポーツ会館の知名度向上に努めます。



(窓口配置パソコン)

### ○ スポーツ会館を活用した広報活動

スポーツ会館の立地は、バス停へと続く歩道に面しております。この立地条件を最大限に活用し、スポーツ会館の玄関やA型ポスターボードを用いて、通勤や買い物などで歩道を通行する皆様にスポーツ教室の広報を行います。

そして、スポーツに親しみのない皆様にスポーツ会館にお越しいただき、スポーツに親しんでいただきます。

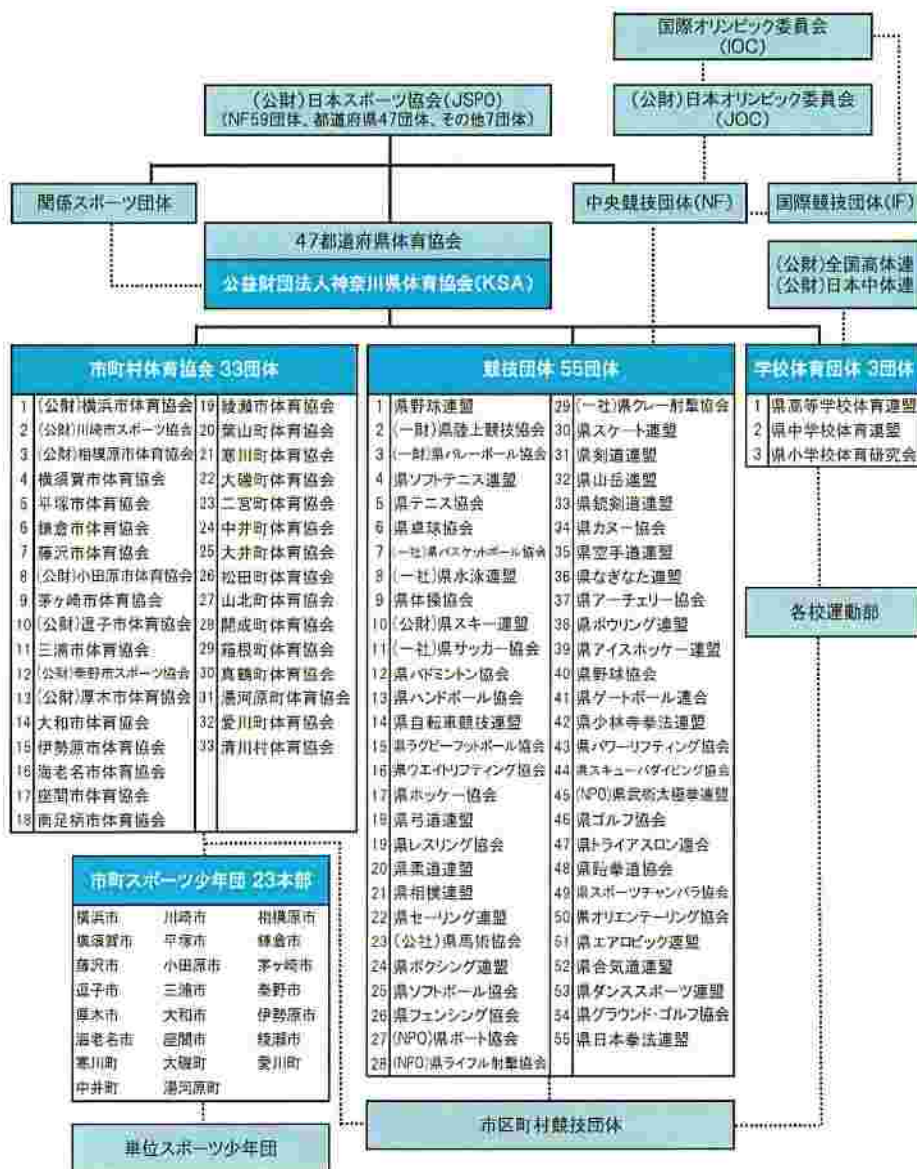


(玄関前エントランスの教室案内)

## ○ 県体育協会加盟団体等スポーツ団体への利用促進

県体育協会には、55の競技団体、33の市町村体育協会、3の学校体育団体が加盟しており、利用率の低い会議室に関しては、加盟団体の総会や理事会、研修会の会場として、スポーツ会館を活用していただきます。

また、学校体育団体の中には各種目別の専門部が設置されており、専門部の会議も含めてスポーツ会館を活用していただき、平日、昼間の会議室利用効率の向上を図ります。



### (3) サービス向上のために行う利用者ニーズ・苦情の把握及びその内容の事業等への反映の仕組み等

#### ○ アンケート調査によるニーズの把握と迅速な対応

- ・常時配架の簡易アンケート
- ・年2回の詳細アンケート
- ・教室等参加者様アンケート
- ・信頼関係に基づいた利用者様とのコミュニケーション

心地よい、安全・安心  
クオリティーの高い施設運営

迅速な対応で、利用者様から信頼される指定管理者を目指します。

- ・利用者様からの要望を積極的に把握、検討し改善すべき点は、速やかにサービス向上のために反映します。
- ・修繕については、安全第一を基本に県体育協会が実施できるもの、県へ依頼するものを選別し、迅速に対応します。
- ・県体育協会の取組みを「**利用者の声掲示板**」に張り出し利用者様の県立スポーツ会館に対する関心を高め利用の促進を図ります。



(温水便座に交換したトイレ)

#### ○ 窓口への要望とアンケート結果を反映した施設運営と事業展開

**利用者様の声を反映**し、常に「なぜ」と思う探求心と固定観念にとらわれない柔軟性を大切に  
した視点に立ち、確かな知識と親身な対応で最良な施設運営と、また参加したくなるスポーツ  
教室を展開し、新たな利用者様・参加者様を確保してまいります。

施設利用に関するアンケート調査は、神奈川県スポーツ推進条例や県の施設に対する考え方に  
則り、公の施設として様々な皆様が来館されることを認識し、県民の皆様のご意見に耳を傾  
け、教室参加者様へのアンケートは、事業の内容や実施時間帯など事業運営に対するご意見を  
広く募ります。これらアンケート結果と窓口への要望などを加味し、職員ミーティングを踏ま  
えて、最良な施設運営と教室等の事業を展開してまいります。

「なぜ（探求心と柔軟性）」を大切に様々な視点に  
立った行動と確かな知識と親身な対応で  
**私たちは実現します！！**

**利用者様の「声」に耳を傾けた  
最良な施設運営と事業展開**



## ○ 暴力行為・コンプライアンス相談窓口

県体育協会では、誰もがスポーツに参加し楽しめる社会の実現を目指し、スポーツ界における暴力行為等の根絶に向け「暴力行為・コンプライアンス相談窓口」を設置しておりますので、**スポーツ会館の利用者様のサークル内などのご相談にも対応させていただきます。**

また、日本スポーツ協会では、スポーツ指導者の望ましい考え方や行動について「スポーツ指導者のための倫理ガイドライン」を作成しておりますので、**受付に設置し、利用者様が閲覧できる体制を整えます。**



<p><b>暴力行為等・コンプライアンス相談カード</b></p> <p>☆ 相談内容の範囲 ☆</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 身体的・精神的暴力行為等に関すること</li> <li>(2) 身体的・精神的セクシュアルハラスメント及びパワーハラスメントに関すること</li> <li>(3) ドーピング防止及び薬物乱用に関すること</li> <li>(4) 不適切な経理処理及び不正行為に関すること</li> <li>(5) その他、法令違反に関すること</li> </ol>	<p>◆相談窓口ホットライン 045-314-0010 受付時間 火曜日及び金曜日の 9時～16時30分(週2日)</p> <p>◆電子メール soum.kikaku.kanagawaken @japan-sports.or.jp 受付時間：いつでも受け付けます</p> <p>◆ファックス 045-311-0637 受付時間：いつでも受け付けます</p> <p>◆書面 受付時間：いつでも受け付けます</p>	<p>◆面会 電話相談日(火曜日・金曜日)に事前予約し、面会日は火曜日～金曜日の9時～16時30分の間</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 神奈川県体育協会加盟団体の登録者及びその関係者等</li> <li>(2) 神奈川県スポーツ少年団の登録者及びその関係者等</li> <li>(3) 神奈川県総合型スポーツクラブネットワークに加盟している総合型地域スポーツクラブ関係者等</li> <li>(4) 神奈川県体育協会及び加盟団体役員</li> <li><b>(5) 神奈川県立スポーツ会館利用者</b></li> </ol>
--	---	---

## (4) 神奈川県手話言語条例への対応

### 外国人、障がい者、高齢者等誰もが円滑に施設利用するための、コミュニケーションにおける工夫及び必要に応じた支援の方針

利用するすべての皆様に対し、不便を感じさせることないようにするため、お困りの利用者様がいないかロビーの様子に気を配り、利用者様とのコミュニケーションを積極的に行います。

#### ア 神奈川県手話言語条例への具体的な取組み

職員が基本的な手話を習得し、手話では対応不足となる場合には、**コミュニケーションボード**や**筆談ノート**を用いて聴覚障がい者の方と意思の疎通を十分に図ります。

また、利用者様にも手話に対する理解を深めていただくよう、県で発行している「**手話を学んでみよう!**」を窓口で配布します。

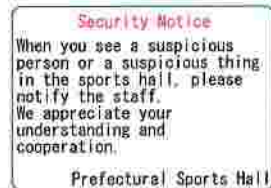
さらに、聴覚障がい者の方は、緊急時に放送等を聞き取ることが困難なため、施設のどこで活動しているかを明確に把握し、緊急時には職員が直接知らせに行きます。



イ 外国人、障がい者、高齢者等誰もが円滑に施設を利用できるようにするための具体的な工夫や利用者支援の内容について

○ 外国人の方へ

多言語対応ができる**自動翻訳機**を窓口を設置するとともに、日本語以外での案内掲示やパンフレットを作成します。



(県内の現状)

2018年1月1日時点の県内に住む外国人数は、前の年に比べ6.8%増の19万8504人、増加は4年連続で、県民に占める割合は2.17%となった。ベトナムなどアジアの新興国の出身者が増えており、19年には初めて20万人を突破する見通し、と新聞で報じられています。

○ 障がい者の方へ

受付では合理的配慮の基本的な考え方をもとに、障がい者の利用を想定して、**車いすの介助やパンフレット等の低層化、休憩場所の用意**などで対応します。また、職員を対象に**手話通訳の講習会**を行い、聴覚障がい者の方とコミュニケーションが図れるように努力するとともに、「**ともに生きる社会かながわ憲章**」の趣旨を踏まえ、窓口には**耳マーク**を表示し、**コミュニケーションボード**や**筆談ノート**を配置するなど窓口で対応できる体制を整え、**簡易な点字案内**等も作成し対応します。



○ 高齢者などの方へ

施設内のトイレなど、どこに何があるのかわかり易い表示板を設置し、高齢者の方に対して親切に対応するとともに、老眼鏡を窓口に設置します。

また、利用者様の特性を理解し、子ども連れや妊産婦の方も含めて、快適に施設を利用できるように配慮し、緊急時・災害時の対応も適切に行います。



**「ていねいに」「わかりやすい」対応を心がけます！！**

外国人の方や障害のある方は、言葉の関係で不安になることもありますので、イラストや言語を記載した緊急避難用ボードを用意し、コミュニケーションツールとして活用します。

**信頼感の持てる対応をします！！**

「明確に」「ゆっくり」「ていねいに」「くり返し」相手の意思を確認し、時には、外国人の方や障害のある方は、言葉の関係で不安になることもありますので、身振りや手振り、コミュニケーションボード、筆談ノート、口の動き、手話等で情報を伝えるようにします。

**柔軟な対応をします！！**

相手の話をよく聞き、何を困っているのかを明確にします。対応方法がよく分からないときは、一人で抱え込まず周囲に協力を求めます。  
想定外のことが起きても、慌てず柔軟に対応します。

## (5) 施設の特徴をより効果的に生かすために行う自主事業の内容等

### ○ 施設の特徴

県立スポーツ会館は、地下1階、地上3階からなり、地下1階は、会議室、機械室等となっており、1階は事務スペースで占められ、県体育協会、県高等学校体育連盟、県中学校体育連盟の事務室と共用会議室があります。

2階は3分の2を会議室と県レクリエーション協会の事務室等で占められており、3分の1がフリースペースの多目的室となっております。

3階は全てが体育館（バスケットボール1面、バレーボール1面、バドミントン3面、卓球12台のいずれかが可能です。）で、2階の多目的室と3階の体育館を合わせた運動スペースは、スポーツ会館延床面積の28.3%となっております。運動スペースの床面積が3割弱ですので、一般で利用になる皆様とのバランスを考慮し、自主事業を展開します。



### ○ スポーツ教室等の開催

#### (スポーツ教室)

多くの県民の皆様にはスポーツに親しんでいただく場を提供することを目的として、スポーツ教室を開催いたします。

開催に当たっては、スポーツ教室参加者様に対するアンケート結果を踏まえ、さらには、スポーツ会館の施設の特徴を活かし、軽スポーツやダンススポーツ、ヨガなどの教室は、会議室の利用を視野に入れ、会議室の利用頻度を上げるとともに、一般で利用になる皆様と共存した効率的な体育館を含めた諸室の運用を図ります。また、指導者については、加盟競技団体との連携のもと、日本スポーツ協会公認スポーツ指導者など、クオリティーの高い指導者を配置した様々なスポーツ教室の開催を提案します。



(スポーツ教室)

名称	期間・回数	曜日	対象	参加料
<b>幼児・ジュニアこどものスポーツ活動の推進ー</b>				
親子英語リトミックⅠ・Ⅱ	年間3期1期12回程度	水	1歳～3歳	6,000円程度
ジュニア体操Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ	年間3期1期12回程度	木	3歳～小学6年生	6～9,000円程度
ジュニアテニスA・B・C	年間3期1期12回程度	水・金	小学1年生～6年生	9,600円程度
ジュニア卓球	年間3期1期12回程度	金	小学1年生～6年生	6,500円程度
<b>幼児・ジュニアこどものスポーツ活動の推進(夏期・短期)ー</b>				
夏期ジュニア体操Ⅰ・Ⅱ	夏休み中,週2回,8回程度	水・金	4歳～小学6年生	7～9,000円程度
夏期ジュニアテニスA・B・C	夏休み中,4回程度	水・金	小学1年生～6年生	3,500円程度
夏期ジュニア卓球	夏休み中,4回程度	水・金	小学1年生～6年生	2,200円程度

名 称	期 間・回 数	曜 日	対 象	参加料
社会人・高齢者等スポーツを通じた未病改善に向けた取組－				
ヘルシーヨーガ	年間3期,1期12回程度	金	中学生以上	12,000円程度
ビューティーヨーガ	年間3期,1期12回程度	金	中学生以上	12,000円程度
硬式卓球	年間3期,1期12回程度	水	中学生以上	7,600円程度
ラージボール卓球	年間3期,1期12回程度	水	中学生以上	7,600円程度
ダンススポーツ	年間3期,1期12回程度	木	中学生以上	10,000円程度
太極拳(24式)	年間3期,1期12回程度	木	中学生以上	6,600円程度
ナイトヨーガ	年間3期,1期12回程度	木	中学生以上	12,000円程度
社会人・高齢者等スポーツを通じた未病改善に向けた取組(夏期・短期)－				
夏期ビューティーヨーガ	夏休み中,8回程度	金	中学生以上	8,000円程度
夏期ナイトヨーガ	夏休み中,8回程度	木	中学生以上	8,000円程度
障がい者－障がい者のスポーツ活動への支援－(仮称)県障がい者スポーツ協会との協働				
障がい者スポーツ教室	年間3期,1期6回程度	未定		未定

#### (研修会・講習会等)

スポーツの素晴らしさを一人でも多くの県民の皆様に理解していただくために、県民スポーツ月間に、アスリートネットワークのメンバーを講師として招聘した講演会を開催します。

また、本県の施策であります「未病の改善」「3033運動の推進」から「健康寿命日本一」を支援するため、県内大学と連携し運動習慣のない方や運動不足の方を対象にカウンセリング等を行い、正しい運動習慣を身につけ楽しく健康で過ごせるよう相談事業を開設いたします。

さらに、スポーツを安全で効果的に行うためには、指導者が重要な役割を担っていることから、単に指導能力の向上だけではなく、倫理観を備え、人間性も豊かで、多様な価値観を有するグッドコーチとなるために、資質の向上を目的とした指導者の研修会を開催します。

また、スポーツ会館の利用者様を主な対象として、スポーツ活動中における事故を防止し、緊急時には素早く必要な手当で対応して、人命救助ができるよう救急法の正しい知識と技術を身につけ実践できる講習会も開催します。



(トレーナー研修会)

名 称	期 間・回 数	対 象	参加料	備 考
スポーツに関する講演会	年1回程度	一般	無料	県民スポーツ月間
健康体力相談(ロコモチェック)	2回程度	一般	1,000円程度	
健康体力アップ	年間3期,1期10回程度	一般	5,000円程度	
指導者研修会	1日,年2回程度	指導者	4,000円程度	
救急法講習会	3日	一般	4,000円程度	
ボランティア育成のための英会話	年間3期,1期10回程度	一般	21,000円程度	

## ○ スポーツ教室等の運営協力体制

スポーツ教室、研修会・講習会を開催するにあたり、神奈川県卓球協会、神奈川県ダンススポーツ連盟、神奈川県武術太極拳連盟、神奈川県エアロビック連盟などから関心表明をいただく予定としており、**単に指導能力が高いだけではなく、倫理観を備え、人間性も豊かで、多様な価値観を有する指導者**の派遣をしていただきます。

## (6) 利用料金の設定、減免の考え方

### ○ 利用料金制の考え方

利用料金制は、地方自治法において公の施設の利用料金については、指定管理者の収入とすることができると規定していることから、県や指定管理者の会計事務の効率化を図るとともに、指定管理者の自主的な経営努力により利用料金の増収策を講じ、普通地方公共団体の支払う指定管理料の削減に努めます。

### ○ 施設経営における利用料金収入

県体育協会は、これまでスポーツ会館を運営してきたノウハウや実績を活かし、無理のない健全な経営を実施します。スポーツ会館が継続的に安定した運営をすることが利用者様に対する一番の貢献であり、県のスポーツ振興施策実現のために必要不可欠と考えております。

利用料金収入の増額と支出の減額の方策を具体的に検討し、経営の合理化を図り、バランスよくスポーツ会館を運営します。



過去3カ年の利用料金収入

	平成29年度	平成28年度	平成27年度
体育館	1,718,080	1,638,140	1,607,900
多目的	580,200	528,060	515,040
A会議室	222,207	230,418	218,382
B1・2会議室	75,152	64,504	79,442
B3会議室	86,547	81,124	80,002
放送設備	24,308	34,814	66,538
合計	2,706,494	2,577,060	2,567,304

### ○ 具体的な施設経営方針

スポーツ会館は、平成21年度から利用料金制度が導入され、過去3カ年の使用料収入の指定管理料に対する割合は約14.3%となっており、その約63.2%が体育館の収入で占められております。利用率は11ページで示しておりますとおり、平成29年度で体育館が86.4%、多目的室が76.2%、会議室はA・B会議室の平均で19.6%となっており、特に会議室の利用率が低くなっております。

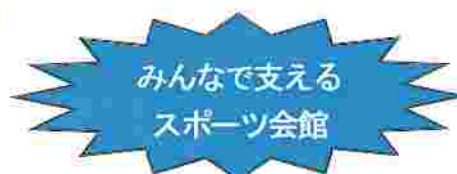
県体育協会オフィシャルウェブサイト等を活用し多くの県民の皆様に対し積極的な広報を今以上に行うことや現在、実施しておりますダンススポーツやヨガ等の教室を会議室で行

うことにより、体育館や多目的室を一般の皆様にご利用いただき、自主事業を軸とした利用率向上に取り組めます。

また、県体育協会加盟競技団体をはじめとするスポーツ団体や地域スポーツクラブの総会や理事会などをスポーツ会館で開催していただけるよう依頼してまいります。特に中学校体育連盟には16の専門部が、高等学校体育連盟には、37の専門部があります。これら専門部の諸会議についてもスポーツ会館会議室で行っていただき、平日の会議室の利用を促進します。さらには、県体育協会が掲げる「Sports For Allー誰もが・どこでも・いつまでもスポーツを楽しもう!ー」の実現を目指し、障がい者スポーツの普及振興に繋げるため、手話通訳などの文化活動をしているサークルにもご利用いただき、多くの皆様にスポーツ会館会議室を利用していただきます。

**このように県体育協会が行う自主事業はもとより、県体育協会加盟団体をはじめとする多くのスポーツ団体の協力のもと、会議室を中心とした利用率の向上に努めます。**

また、運営経費の効率的な執行を併せて行うことにより、利用者様へサービスの還元をしてまいります。



#### ア 利用料金表 (案)

区分	単位	利用料金	現行条例規定 利用料金の 上限額 <sup>※2</sup>	(参考) 平成30年度の 利用料金
体育館	1時間	700円	700円	700円
多目的室	貸切りで利用する場合	同	300円	300円
	貸切りで 利用する 場合以外 の場合	高校生（中等教育学校の 後期課程に在学する 者を含む。）以上の者	1人1回 120円	120円
		中学生（中等教育学校の 前期課程に在学する 者を含む。）以下の者	同 60円	60円
会議室	A1会議室	1時間	170円	170円
	A2会議室	同	170円	170円
	A3会議室	同	170円	170円
	B1会議室	同	110円	110円
	B2会議室	同	110円	110円
	B3会議室	同	170円	170円
放送設備	1回	1,030円	1,030円	1,030円

※1 区分については提案に応じ適宜追加してください。(例：県内、県外、一般、学生など)

※2 現行条例規定利用料金の上限額は、現行の消費税率に基づく利用料金の上限額です。今後、消費税率の上昇に伴い、区分によっては、利用料金の上限額を引上げる可能性があります。

## イ 利用料金設定の考え方、理由

利用料金の設定にあたっては、県立スポーツ会館条例別表に定める額の範囲内において県の承認を得て定められております。

2019年10月より消費税率が8%から10%に変更される予定ですが、消費税分の負担を指定管理者が負うことにより、コストを削減した結果、サービスの低下を招くことが懸念されますので、公平性の観点からも消費税増額分は施設の利用者様が負担（受益者負担）すべきと考えます。利用料金の上限が変更されることがあれば、県と協議させていただき、利用者様への負担を最小限にするため適正な料金を設定いたします。

## ウ 減免基準表

減免対象	利用料金の減免額
○県が実施する事業 ○県が公益財団法人神奈川県体育協会に委託して実施する事業 ○公益財団法人神奈川県体育協会が主催する事業	免除
○横浜市が実施する育児教室等	1/2の額に減額
○公益財団法人神奈川県体育協会の加盟団体、特定非営利活動法人神奈川県レクリエーション協会、神奈川県スポーツリーダー会、神奈川県スポーツ指導者連絡協議会、一般社団法人神奈川県総合型スポーツクラブ連絡協議会が行う次の事業 ・青少年を対象とした教室、研修会、練習会及びこれに伴う会議等	
○小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校が実施する体育事業	
○心身に障害のある者を対象として行う研修会、練習会及びこれに伴う会議等	
○県内の大学、短期大学又は高等専門学校が実施する体育事業	4/5の額に減額
○公益財団法人神奈川県体育協会の加盟団体、特定非営利活動法人神奈川県レクリエーション協会、神奈川県スポーツリーダー会、神奈川県スポーツ指導者連絡協議会、一般社団法人神奈川県総合型スポーツクラブ連絡協議会が行う研修会、練習会及びこれに伴う会議等	

## エ 減免基準の考え方、理由

上記の減免基準表作成にあたっては、スポーツ会館条例項目及び減免割合を踏襲しています。

利用料の減免を適用し、対象団体の活動を支援することにより本県のスポーツ振興を図り県民の皆様の心身の健全な発達に寄与するというスポーツ会館の設置目的を果たせると考えております。

## I サービスの向上

### 4 事故防止等安全管理

利用者様の安全確保は、指定管理者として**最重要項目**と認識していますので、これまでの指定管理者としての実績の中から、スポーツ会館で発生した事故を検証し、実情に即したガイドラインを作成します。

また、緊急事態発生時においても利用者様の安全確保や公共施設としての役割を遵守し、急病人が発生した際には、職員はもとより、利用者様もAEDなどの救急処置をできる講習会を開催し、非常時に備えます。

#### (1) スポーツに起因する事故や熱中症等の危険性を鑑み、指定管理業務を行う際の事故防止等の安全確保に関する取組内容

##### ○ スポーツ会館を最高のコンディションでお使いいただきます。

- ・開館前後及び開館時間内に館内を定期的に巡回し、危険箇所の早期発見に努めます。
- ・不具合箇所は、発見後早期に応急処置・修理をいたします。
- ・館内の順守事項を周知し、事前にトラブルを回避いたします。
- ・館内を巡回し、利用者とのコミュニケーションを図り、要望、意見等情報収集に努めます。
- ・窓口付近に職員を配置し、不審者の侵入に配慮します。  
また、必要に応じ警察等へ通報いたします。
- ・県体育協会においてもAEDを手配し、**合計2台のAEDを館内に設置し、迅速に対応できる体制を整えるとともに、全職員が研修し、万が一に備え使用できるようにします。**

##### お 用 い

スポーツ会館内で不審者・不審物を見かけた際は、職員までお知らせください。  
ご理解・ご協力をお願いします。

県立スポーツ会館



(受付に配置のAED)

##### ○ スポーツ会館における活動中の事故をデータベース化し迅速に対応します。

- ・県に提出しております事故報告書を分析し、活動時期・時間、活動種目、活動者の年齢層・性別などにおける発生事故の内容やその対処方法などを分析し、全職員が迅速に対応します。
- ・地球温暖化により、気温の上昇が認められておりますので、スポーツ会館では、定期的に体育館、多目的室において熱中症指標計(WBGT)を用いた測定を実施し、現状の環境を把握した上で、利用者様に注意喚起を促します。
- ・光化学スモック注意報が発令された際も同様に利用者様に注意喚起を促します。

今までの実績と専門知識の反映

**スポーツ会館ガイドラインを作成します。**

- ・災害防止と発生時に関するマニュアル
- ・事故・熱中症防止と発生時に関するマニュアル



## ○ 熱中症予防運動指針

WBGT	湿度	放射線	運動指針
31-27-35	▲▲▲	▲▲▲	<b>運動は原則中止</b> WBGT31℃以上では、特別の場合以外は運動を中止する。特に子どもの場合には中止すべき。
28-24-31	▲▲▼	▲▲▼	<b>厳重警戒</b> (細かい運動は中止) WBGT28℃以上では、熱中症の危険性が高いので、暑い運動や持久走など体温が上昇しやすい運動は避ける。運動する場合には、頻りに休息をとりながら水分の補給を行う。体力の弱い人、暑さに慣れていない人は運動中止。
25-21-28	▲▲▲	▲▲▼	<b>警戒</b> (積極的に休息) WBGT25℃以上では、熱中症の危険性が著しいので、積極的に休息をとり涼陰、水分・塩分を補給する。暑い運動では、10分おきに水分を補給する。
21-18-24	▲▲▲	▲▲▼	<b>注意</b> (積極的に水分補給) WBGT21℃以上では、熱中症による深刻な事故が発生する可能性がある。熱中症の兆候に注意するとともに、運動の危険に積極的に水分・塩分を補給する。
21-18-24	▲▲▼	▲▲▲	<b>ほぼ安全</b> (適量水分補給) WBGT21℃未満では、通常は熱中症の危険は小さいが、適量水分・塩分の補給が必要である。市民マラソンなどではこの条件でも熱中症が発生するので注意。

1) 環境条件の評価にはWBGTが望ましい  
2) 乾球温度を用いる場合は、湿度に注意する。湿度が高ければ、(ラジック値)の環境条件の運動指針を適用する。



(熱中症注意喚起の掲示物)



(WBGTでの環境測定)

日本スポーツ協会「スポーツ活動中の熱中症予防ガイドブック」から引用

## ○ 職員研修の実施

職員に対する危機管理研修として神奈川県消防署の署員を講師として招聘し、AEDを始め、救急処置・火災・災害時の誘導・避難方法などの研修会を行います。

また、外部研修会へ職員を派遣し、他施設の安全対策の取組み状況などの情報を収集します。特に県立体育センターの運営支援を行う神奈川県スポーツコミュニケーションズの職員とは、綿密な連携を図り、事故防止に向けた情報交換、情報共有を図ります。

## ○ 有資格者の配置

公認スポーツ指導者の資格を有している指定管理運営主任者は、指導のみならず救急救護など人命確保についても専門的知識を有していることから、スポーツ活動中の事故や震災、災害時には、指定管理運営主任者が中心となり、利用者様の安全確保に努めます。

## ○ 事故を未然に防ぐ取組み

県体育協会が自主事業として開催します「救急法講習会」には利用者様にご参加いただき、救急時の対応を理解していただきます。

また、利用者様には、公益財団法人日本スポーツ協会が作成している「スポーツ活動中の熱中症予防ガイドブック」や公益財団法人スポーツ安全協会が作成している「救急ハンドブック」を配付し、熱中症の予防や事故発生時の対応を理解していただきます。



## (2) 事故・不祥事・災害時等の緊急事態が発生した場合や安全管理の妨げとなりうる事案を認知した際の対応方針

- 緊急事態の際に、利用者に外国人や障がい者、高齢者が含まれていた場合の対応方針—
- 緊急事態発生時の県及び地元自治体等との連携についての考え方—

### ○ 緊急事態への対応方針

スポーツ活動中の事故、災害発生時の事故など緊急事態が発生した際には、利用者様の**安全確保**を第一に優先します。また、災害時の「公的施設としての役割（被災者への対応）」として、スポーツ会館は、**横浜市地域防災計画に定める補充的避難所**と指定されていることから、県及び横浜市の指示に従い、帰宅困難者や避難者の受入れに全職員で対応します。

### ○ 緊急事態時の安全確保

緊急時の対応について、人命の安全と被害の軽減を目的として、「自分たちの職場は、自分たちで守る」という自覚、連帯感に基づき、**自主防災組織**を設置し、日頃から大地震などの災害に備えて防災の心構えや地域の避難場所、資・機材の状況、危険箇所等について情報を共有します。

緊急時には**県立スポーツ会館ガイドライン**に基づき、スポーツ会館内に事務所のある団体と協力して対応します。

### ○ 外国人や障がい者、高齢者に対する配慮

あたたかい心をもって、偏見や差別を持たず、各個人の特性を理解し、より適切な配慮を行う姿勢を持つことは、子ども連れや妊産婦の方も含めて、災害時の対応において大切なことと認識しています。このようなことから、スポーツ会館を会場に「スポーツ施設における障害への理解促進講習会」を開催し、施設利用に際し、障がい者への配慮などを学びました。

#### 相手の「人格」を尊重し、相手の立場に立って対応を！！

災害時には、誰もが動揺しています。そのようなときこそ、「あたたかい」「ていねいに」「わかりやすい」対応を心がけます。特に外国人の方や障害のある方は、言葉の関係で不安になることもありますので、災害時に必要となるイラストや言語を緊急避難用ボードとして常備します。

#### 困っている方には進んで声かけを！！

障害の有無や種類は見た目だけで明確に判断することはできませんので、避難誘導をする際に、困っていそうな状況が見受けられたら、速やかに適切な対応をするようにします。

また、非常時の緊急カード等の有無を確認し、持っている場合は障害の有無や種類、緊急連絡先等を確認します。

#### コミュニケーションを大切に！！

コミュニケーションが難しいと思われる場合でも、敬遠したり分かったふりをせず、「明確に」「ゆっくり」「ていねいに」「くり返し」相手の意思を確認し、信頼感の持てる対応をします。

身振りや手振り、コミュニケーションボード、筆談ノート、口の動き、手話等で情報を伝えるようにします。

**柔軟な対応を！！**

相手の話をよく聞き、何を困っているのかを明確にします。対応方法がよく分からないときは、一人で抱え込まず周囲に協力を求めます。  
 想定外のことが起きても、慌てず柔軟に対応します。

○ 県及び地元自治体等との連携について

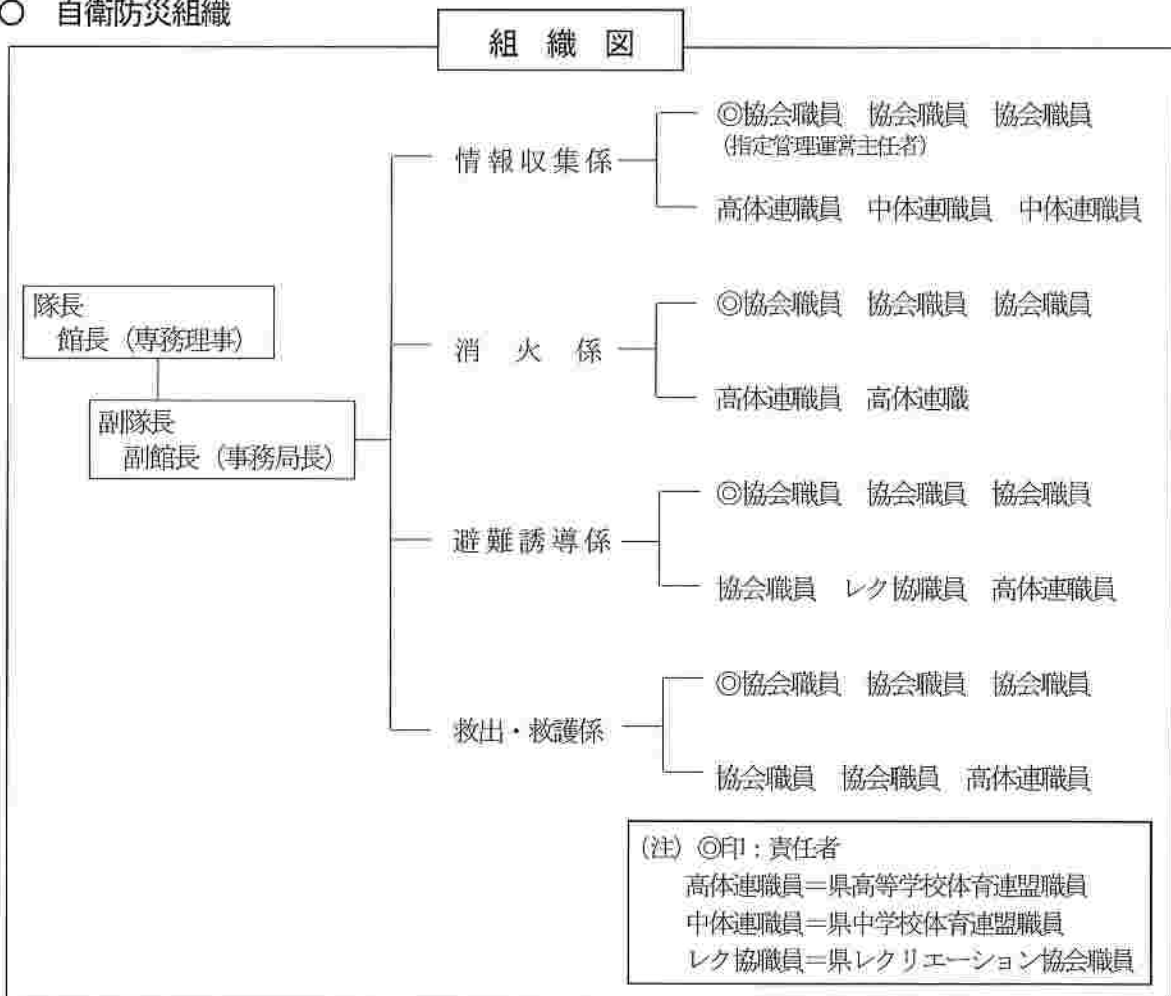
横浜市民病院や神奈川警察署と日頃から連携を十分に取り、早期の対応を確保するとともに、隣接の平沼記念体育館の現在の指定管理者は、県体育協会の加盟団体である横浜市体育協会ですので、相互に連携を密に図り非常時の際の援助体制の確立に努めます。

また、**横浜市地域防災計画に定める補充的避難所**と指定されていることから、防災備蓄品として、水や乾パン、乾燥米などの食料のほか、毛布、簡易トイレなどを備え、緊急事態発生時にスポーツ会館の利用者様が帰宅困難となったときや避難者の受入れには、県及び横浜市の指示に従い全職員で対応します。



(防災備蓄品)

○ 自衛防災組織



## 業 務 内 容

編 成	火災発生時	災害発生時
情報収集係	消防署への通報、隊長への連絡 館内への伝達、情報の提供	情報の収集、各係への伝達確認 非常用器材の確認・準備
消 火 係	初期消火活動	火気使用設備等の安全確認 諸施設の防護安全措置
避難誘導係	利用者様等の避難誘導と 人員の確認	情報の収集、避難誘導対象者の確 認、避難誘導経路の確認・準備
救出・救護係	利用者様等の避難誘導と人員の確 認、負傷者発生時の応急手当等	情報の収集、各係への伝達連絡、非 常用器材の確認・準備

### (3) 急病人等が生じた場合の対応（救急救命士等の配置、救命に関する職員研修等）

#### ○ 現場職員に求められる対応

利用者の急病・負傷等の場合の緊急対応は、人命を最優先に考え、救急者の養成など迅速に対応します。一方、スポーツでよく起きる外傷・傷害（捻挫、骨折、突き指、打撲、止血等）の知識を有する職員が救急車を呼ぶほどでない怪我には的確な応急処置を施します。

また、「**救急車は呼ぶべきなのか**」と迷うときは、**#7119**へ連絡し、救急車要請の判断を仰ぎます。

#### ○ AEDの有効的な活用

心停止の状況では、AEDは有効的な蘇生方法と認識しており、県体育協会においてもAEDを手配していることから、スポーツ会館でこのような事故が発生した際には、合計2台設置してあるAEDを迅速に使用し、応急処置を行うなど、医療機関までの搬送準備を行い救急隊の到着を待ちます。

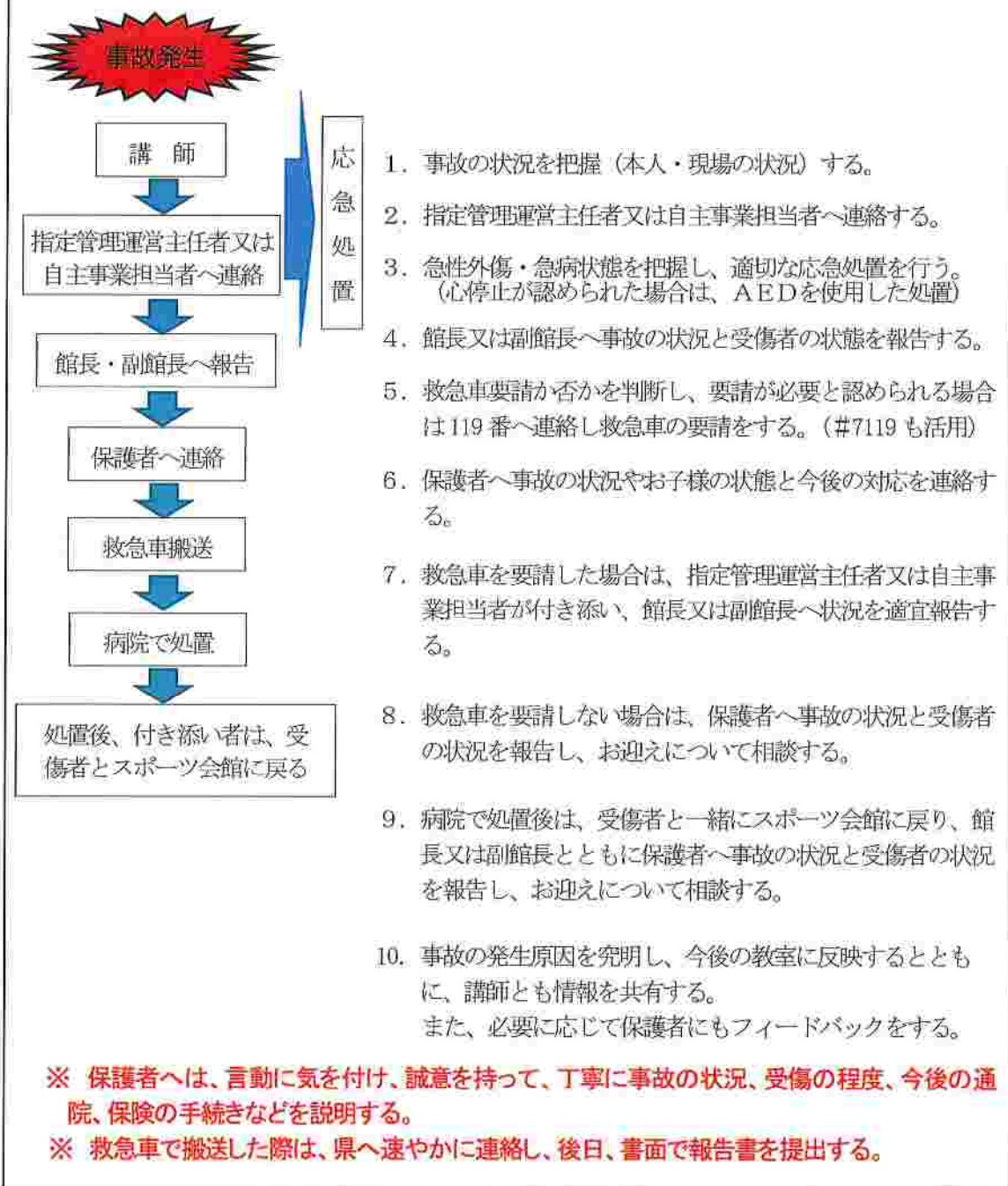
・ AED設置場所の表示      ・ AEDの日常点検      ・ AED研修会の参加と職場内研修の実施

#### ○ 職員研修の実施

神奈川県消防署の署員を講師として招聘し、AEDを始め、救急処置の職場内研修会を実施するとともに、日本赤十字社の救急法講習会に職員を派遣します。

○ 急性外傷・急病人の対応フローチャート

自主事業（ジュニアを対象とした教室）開催時の急性外傷対応例



## I サービスの向上

### 5 地域と連携した魅力ある施設づくり

スポーツ会館は、三ツ沢の地に足をつけて、半世紀以上の時が経っています。地域の基盤施設として、スポーツを通じて人間形成を図る地域コミュニティの場としての役割を果たしていきます。

#### (1) 地域人材の活用、地域との協力体制の構築及びボランティア団体等の育成・連携の取組内容

##### ○ 地域人材の活用

清掃員や受付員は、積極的に地域の方を活用し、職住接近によるゆとりある勤務体制を図り、地元の雇用促進に繋げていきます。

また、地元の方々の採用は、スポーツ会館の認知度を上げることにもなると考えております。

##### ○ 地元自治会との連携

13年間の指定管理実績から構築された地元自治会との信頼関係により、回覧板を通じた地域住民の皆様へのチラシ配布や地域掲示板等を活用した広報活動に取り組み、地元の方々にスポーツの場の提供を図ります。また、自治会の会合の際には、積極的にスポーツ会館会議室をご利用いただくとともに、スポーツに関する自治会活動を実施する際は、専門職員を派遣し、事業の企画から当日の運営までのお手伝いをさせていただきます。

さらに、日頃から地域の一員であるという自覚を持ち、公の施設として地元自治会はもとより、近隣の警察署・消防署・病院などと情報交換を行うなどして交流を図り、災害が発生した際には、迅速に対応できる協力体制を構築します。

※ スポーツ会館南側のマンションの建て替えをする際には、住民説明会の会場となりました。

##### ○ 近隣関係施設との連携

平沼記念体育館、横浜市神奈川スポーツセンター、横浜市西スポーツセンターなどの近隣施設と連携を図り、自主事業の実施内容や施設運営の諸問題などについて、情報交換を行い、地元の方々が多くのスポーツ活動をする場を享受できるようにします。また、防犯上の問題なども近隣施設で情報を共有し、利用者様が安心して安全に施設をご利用いただけるように努めてまいります。

##### ○ ボランティア団体等の育成と連携

国際スポーツ大会等で活躍できるボランティア育成のため、自主事業として英会話教室を開催いたします。また、スポーツイベント実施の際には「特定非営利活動法人かながわスポーツボランティアバンク」の協力を仰ぎ、スポーツボランティアを派遣していただき、事業運営をお手伝いさせていただきます。

県体育協会の事業として実施しております国民体育大会神奈川県選手団結団式の際にも式

典の司会や来賓者等の接遇を「かながわスポーツボランティアバンク」へ依頼しております。

### ○ 近隣幼稚園、小学校との連携

スポーツを通じた人づくり、特に青少年の健全育成を目指し、近隣の幼稚園、小学校に自主事業のチラシを配布し、一人でも多くの子どもたちにスポーツ会館へ足を運んでいただくように努めます。

## (2) 地元企業への業務委託等による迅速かつきめ細かいサービスの提供に向けた取組内容

### ○ 地元企業への業務委託に対する考え方について

施設を運営する上で専門的知識・用具・経験が必要とされる業務について専門業者へ依頼し、業者の選定については、地元経済活性化のため積極的な県内中小企業や障がい者雇用企業等の採用が不可欠であると考えております。業者の選定方法については、実績や地元業者を中心に神奈川県立スポーツ会館指定管理者募集要項及び県体育協会経理規程や業者等選定要綱に基づき選定してまいります。

選定にあたっては、指定管理期間が5年間であることから複数年契約を前提とした条件を提示し、経費の節減と事務の簡素化を図ります。

#### 業者等選定要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、公益財団法人神奈川県体育協会（以下「県体育協会」という。）が購入する備品の機種並びに発注する工事・製造・委託業務・物品の賃借及び購入に係る業者の選定について必要な事項を定め、もって適正かつ公平な執行を図ることを目的とする。

(選定委員会)

第2条 機種及び業者の選定を審議するため、県体育協会事務局に業者等選定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(委員会の組織)

第3条 委員会は、次の職にある者を委員として組織する。

- (1) 専務理事
- (2) 事務局長
- (3) 事務局次長
- (4) 総務課長
- (5) スポーツ振興課長
- (6) 国体担当課長

2 委員長には専務理事、副委員長には事務局長の職にある者をもって充てる。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を統括する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が不在のときは、その職務を代理する。

(審議事項)

第4条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 備品の購入に伴う予定単価(賃貸借行為により借用する備品については、その総評価額とする。)が50万円以上のものの機種の選定に関する事。
- (2) 工事又は製造の請負に伴う予定金額が250万円以上のものの業者の選定に関する事。
- (3) 物品の購入に伴う予定単価が100万円以上のもの(単価契約により購入する物品については、購入予定総額が100万円以上のものとする。)の業者の選定に関する事。

- (4) 委託事業に伴う予定金額が100万円以上のものの業者選定に関する事。  
(5) 第2号から第4号に掲げるもの以外のもので予定価格が50万円以上のものの業者の選定に関する事。

(委員会の会議)

- 第5条 委員会は、委員長が必要と認めるときに随時招集する。  
2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。  
3 委員会の議事は、出席委員の合議により決するものとする。  
4 急施を要する事項等委員長が必要と認められたものについては、持回り会議により委員会の審議に代えることができる。  
5 委員会の会議は非公開とし、委員は議事について秘密を守らなければならない。

(議案)

第6条 第4条に該当する備品の購入又は工事等を発注しようとする者は、機種選定提案書(第1号様式)又は業者選定調書(第2号様式)を作成し、委員長に提出しなければならない。

(業者選定数)

第7条 委員会が選定する業者の数は、原則として工事等の予定金額等が1千万円未満の場合は5社以上とし1千万円以上の場合は8社以上とする。

(通知)

第8条 委員会は、委員会が機種又は業者の選定をしたときは、その結果をすみやかに機種選定書(第3号様式)又は業者選定書(第4号様式)を、議案を提出した者あて通知するものとする。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、総務課において行う。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、公益財団法人神奈川県体育協会の設立の登記の日(平成24年4月1日)から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

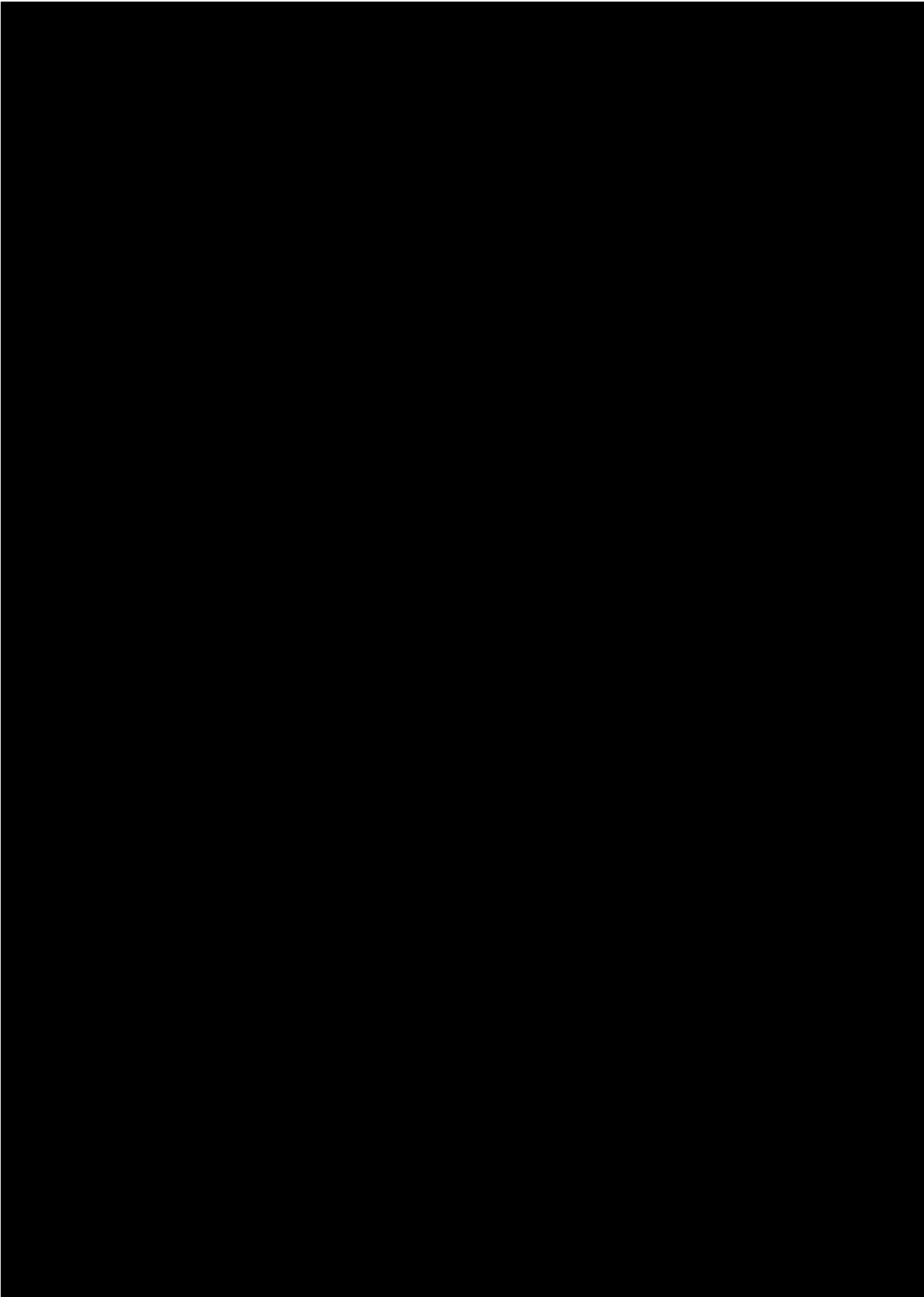
附 則

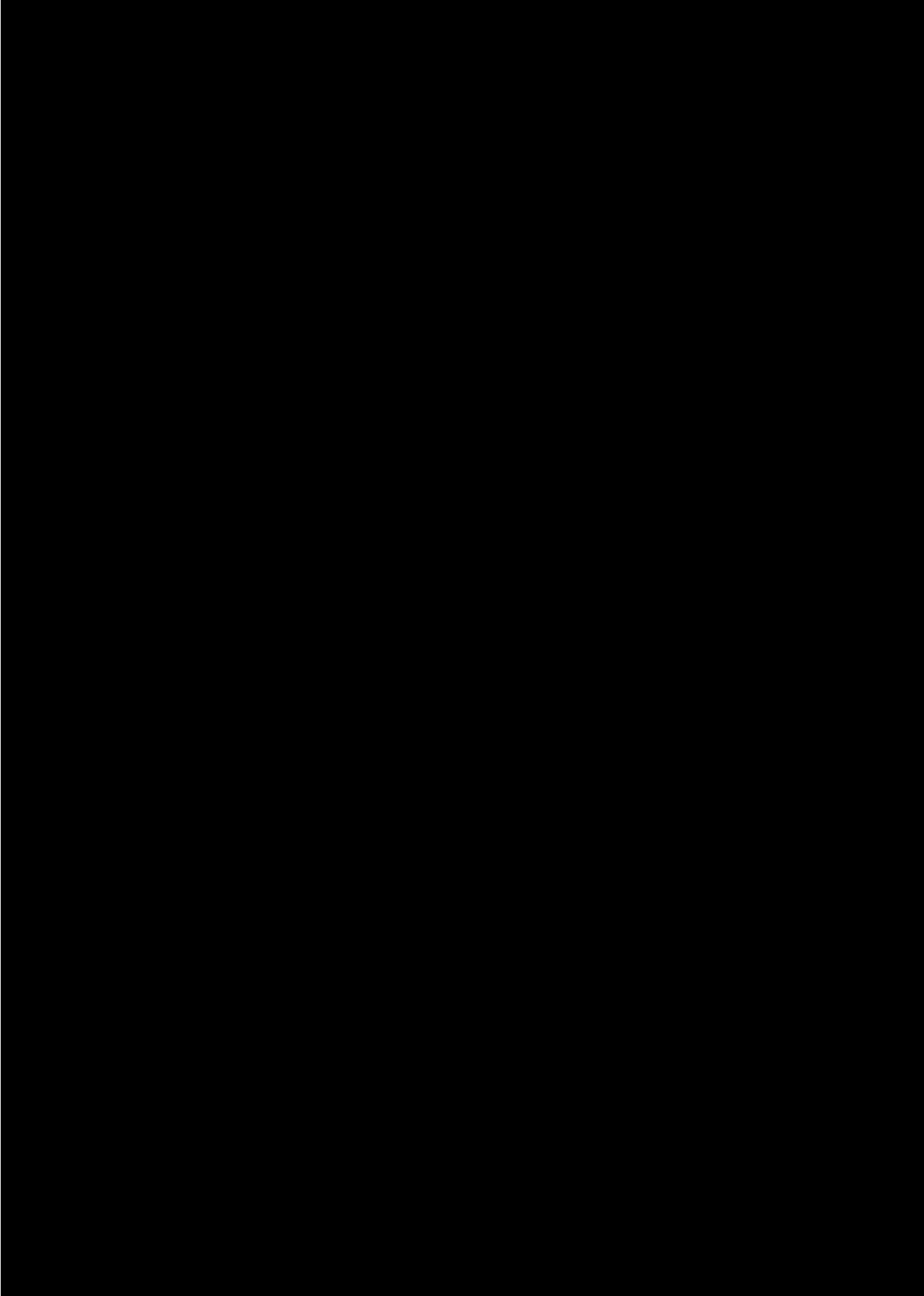
この要綱は、平成28年7月1日から施行する。

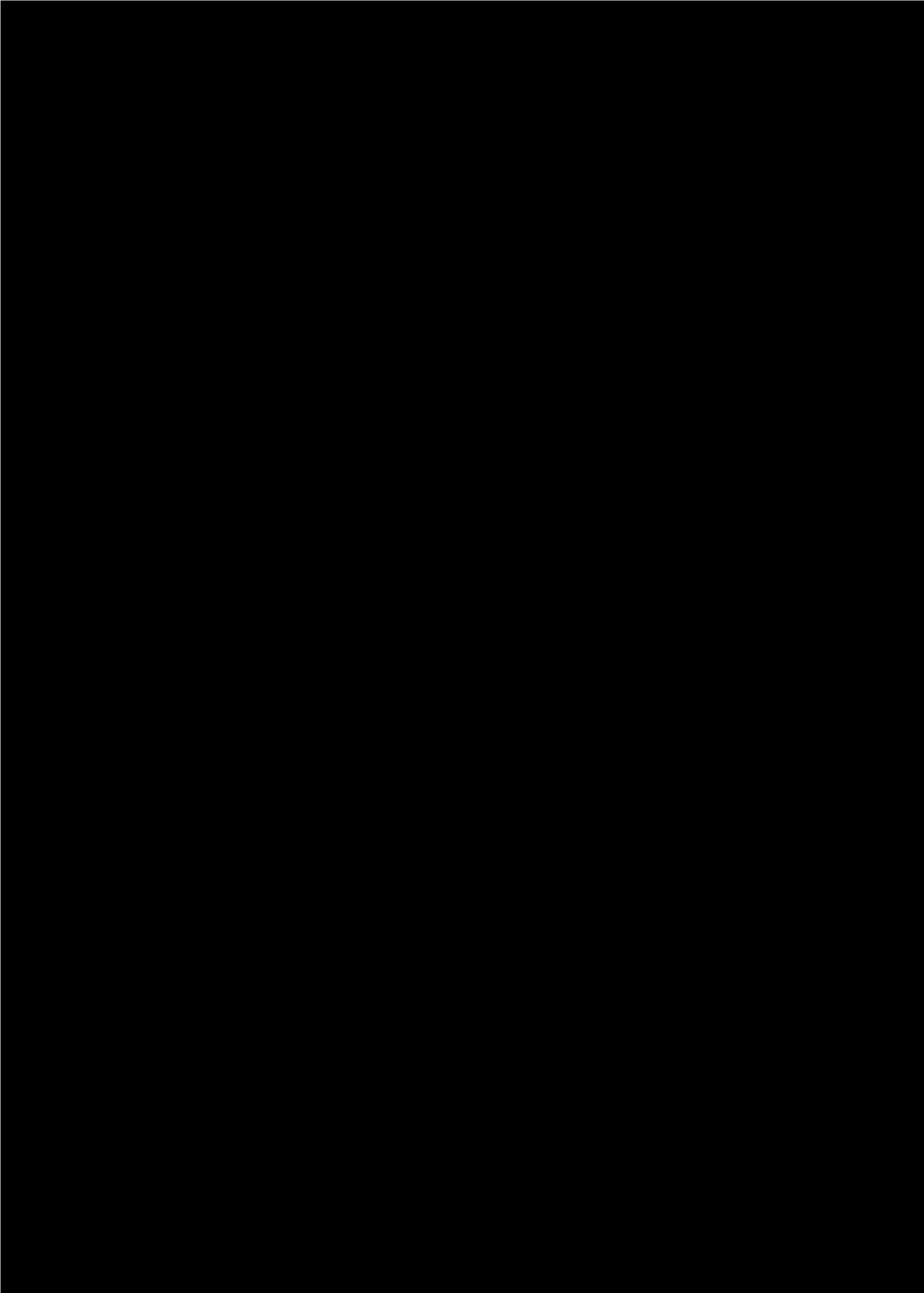
附 則

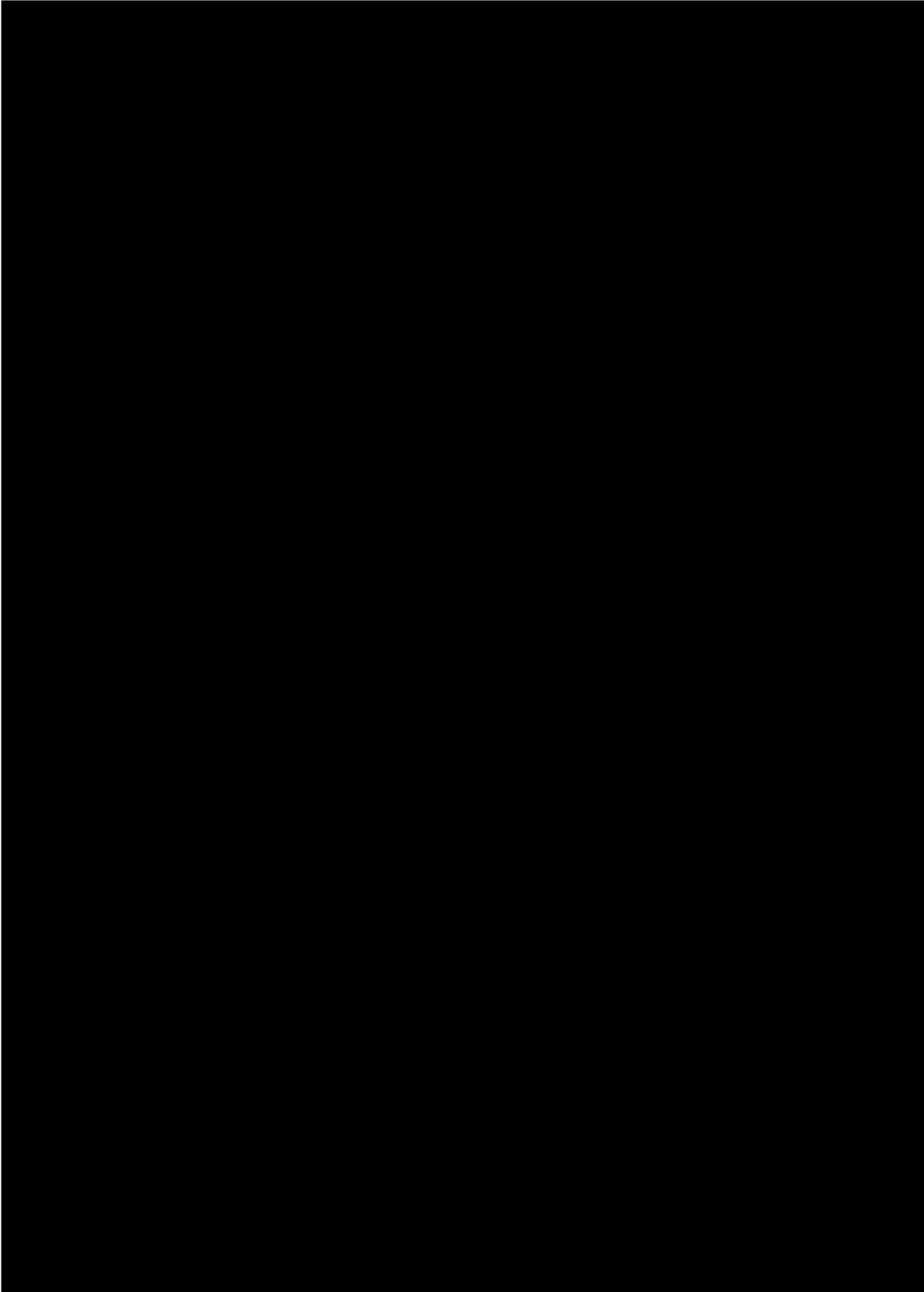
この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

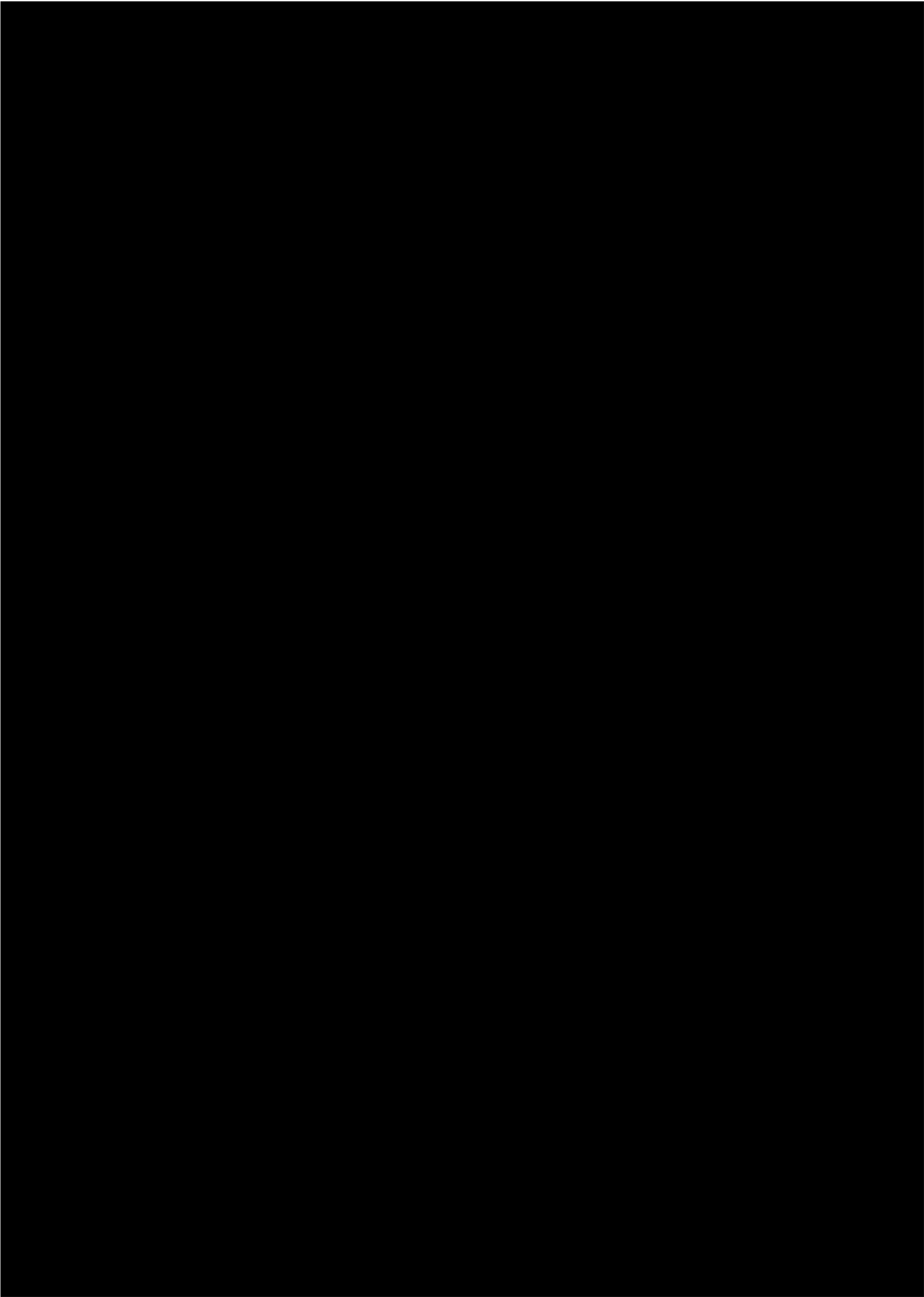


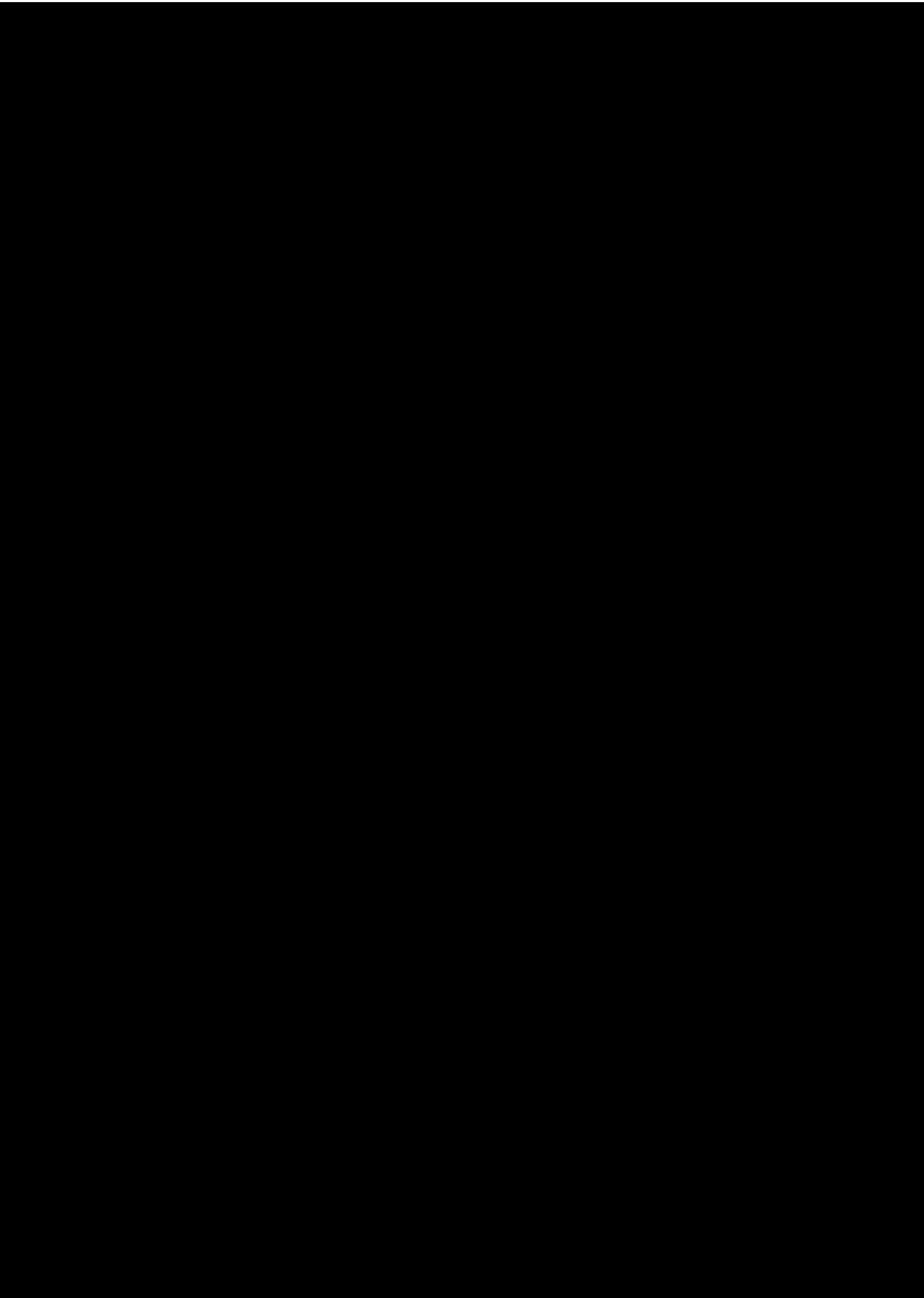


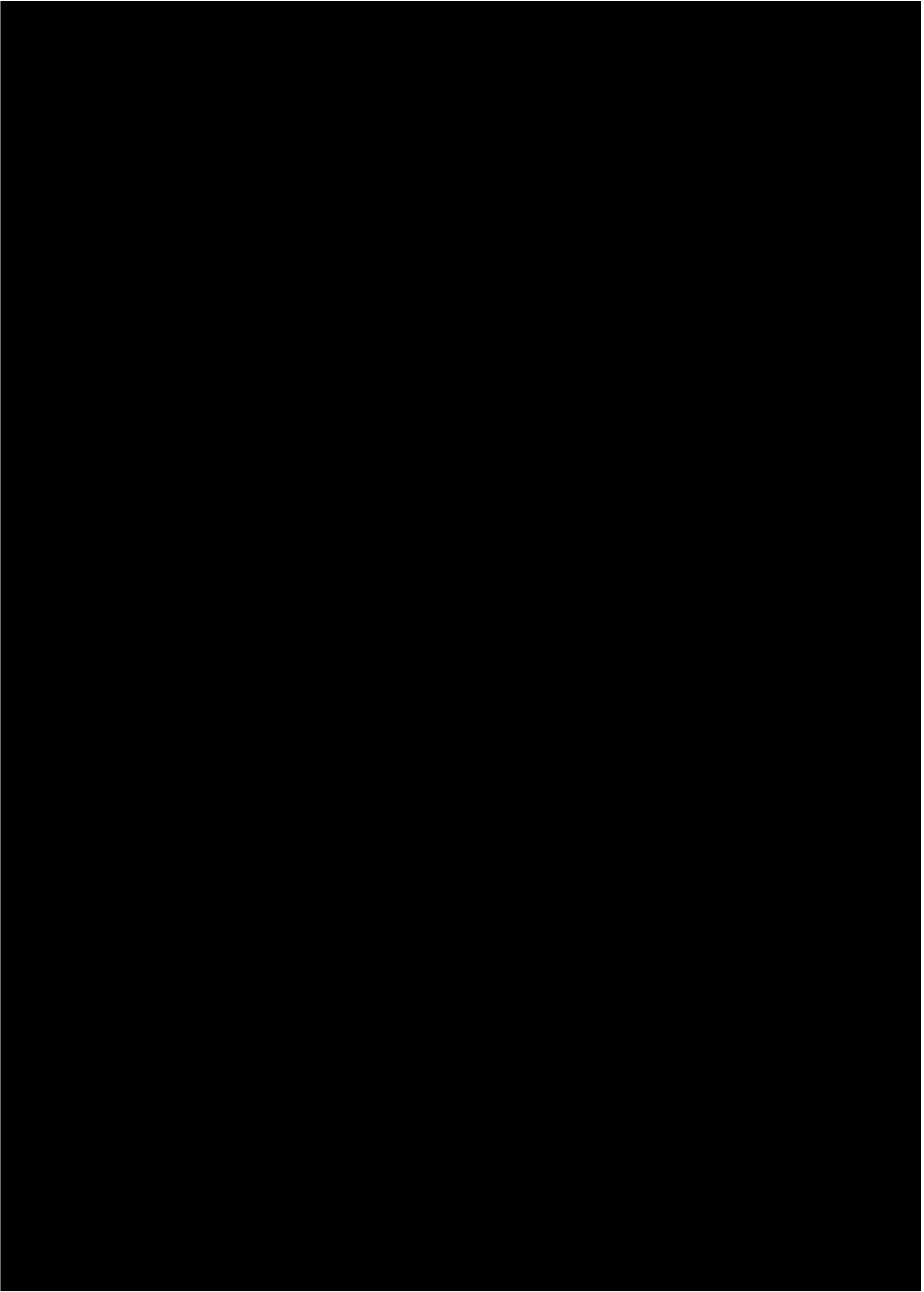


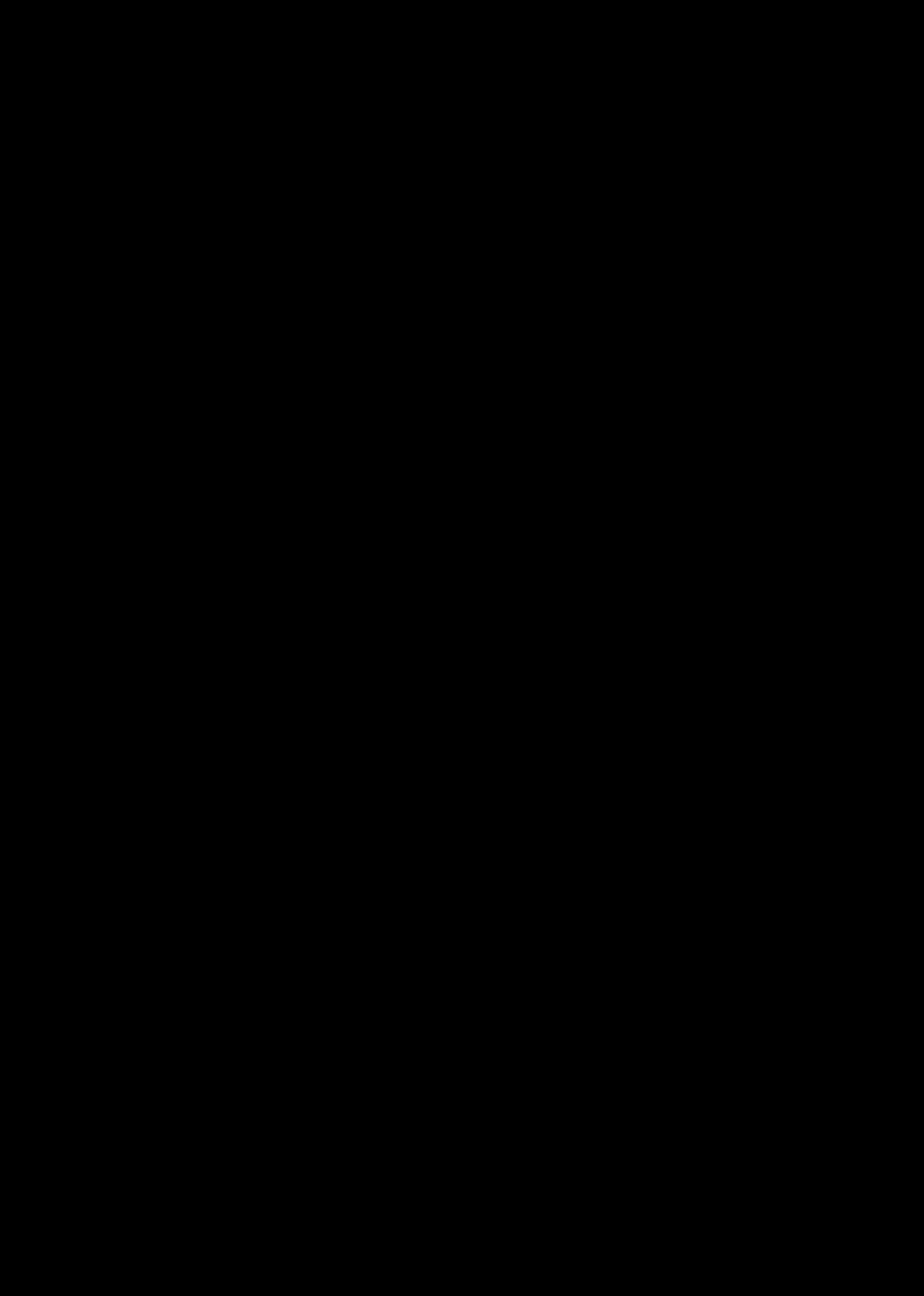




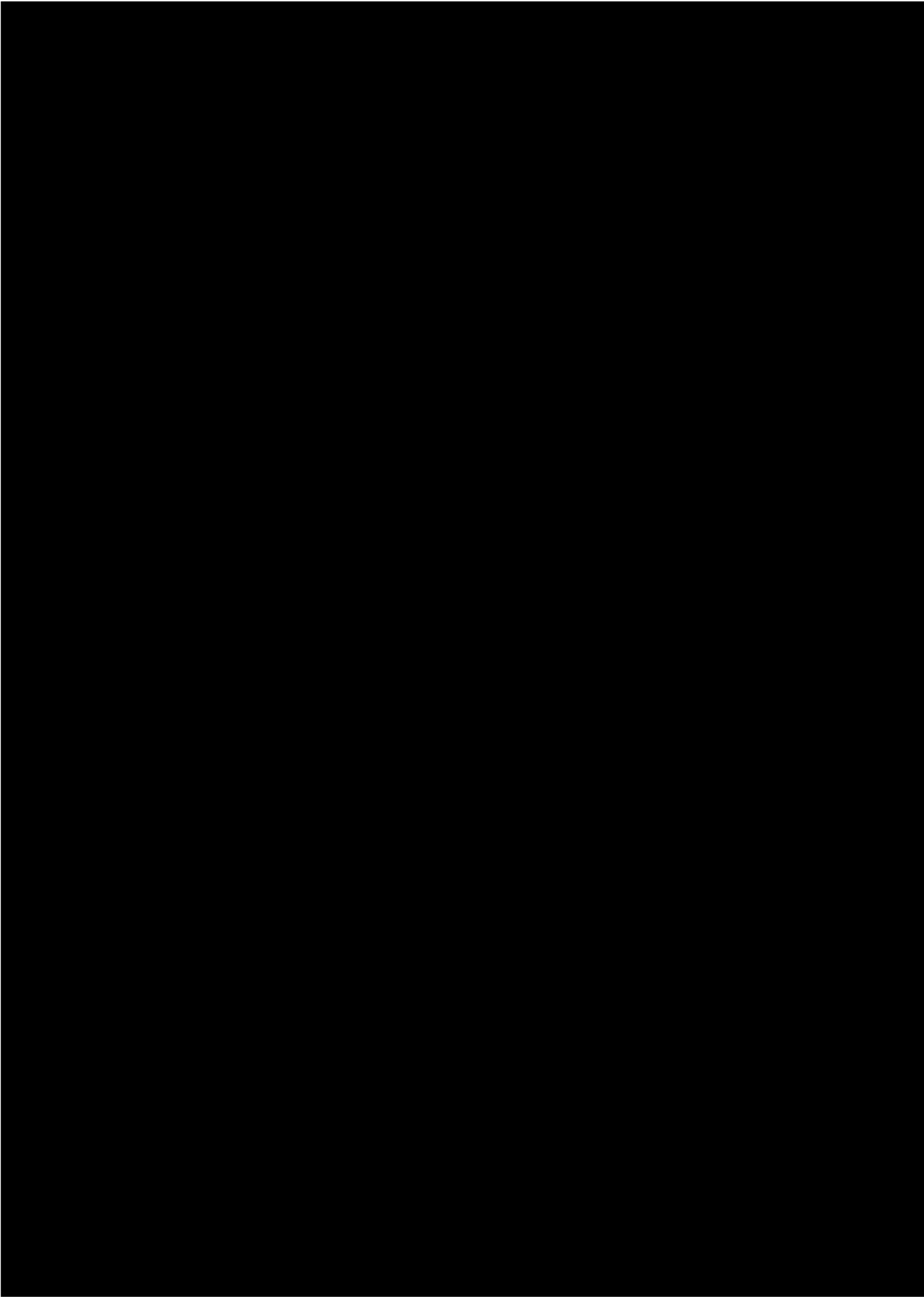


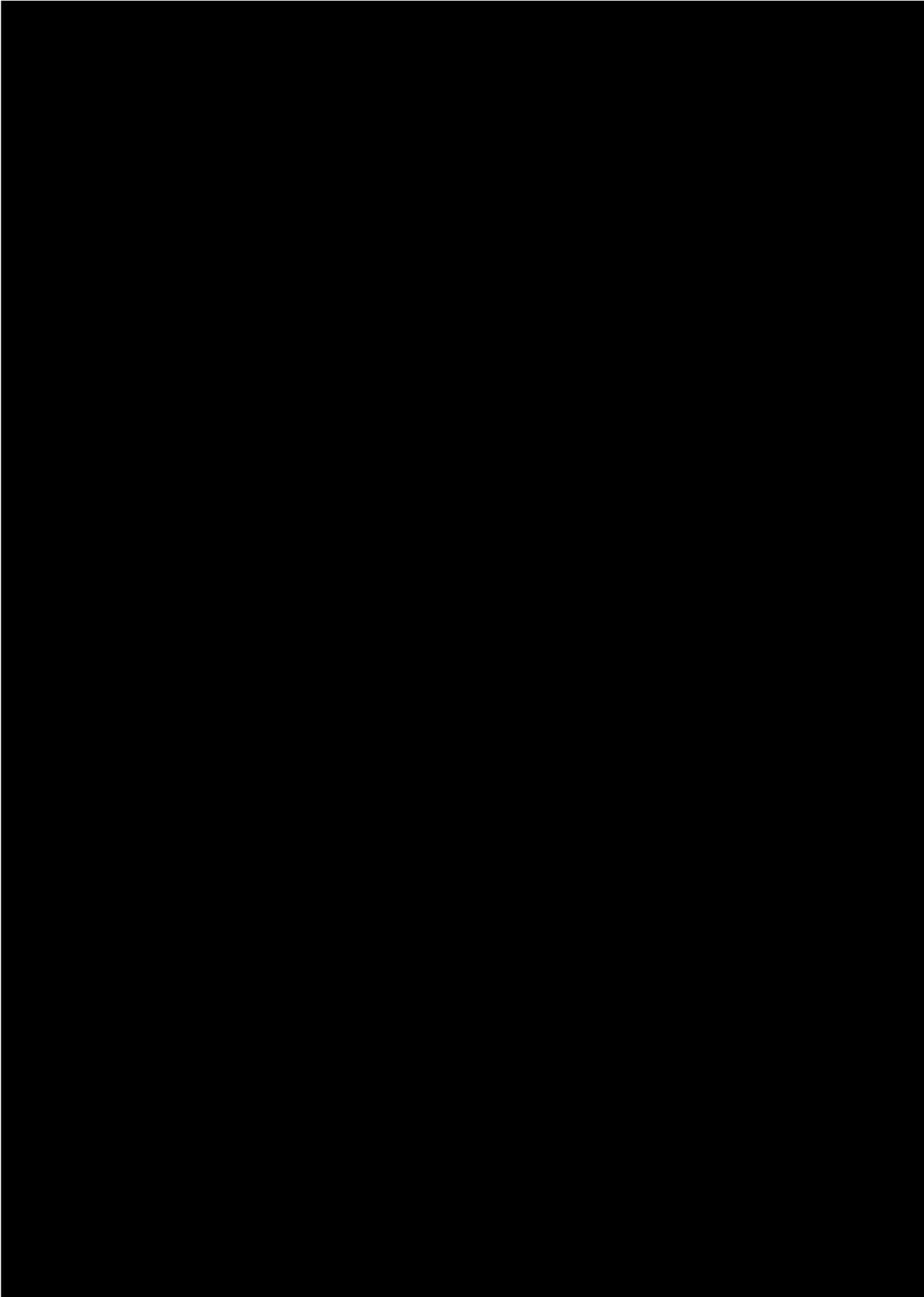












## (2) 業務の一部を委託する場合の管理・指導体制の状況

### ○ 管理体制について

県体育協会では、業務を外部に委託する際には、神奈川県立スポーツ会館指定管理者募集要項及び県体育協会経理規程や業者等選定要綱に則って、地元経済活性化のため**県内中小企業や障がい者雇用企業等**の中から、資本金の規模、業務実績等を鑑み業者を選定します。

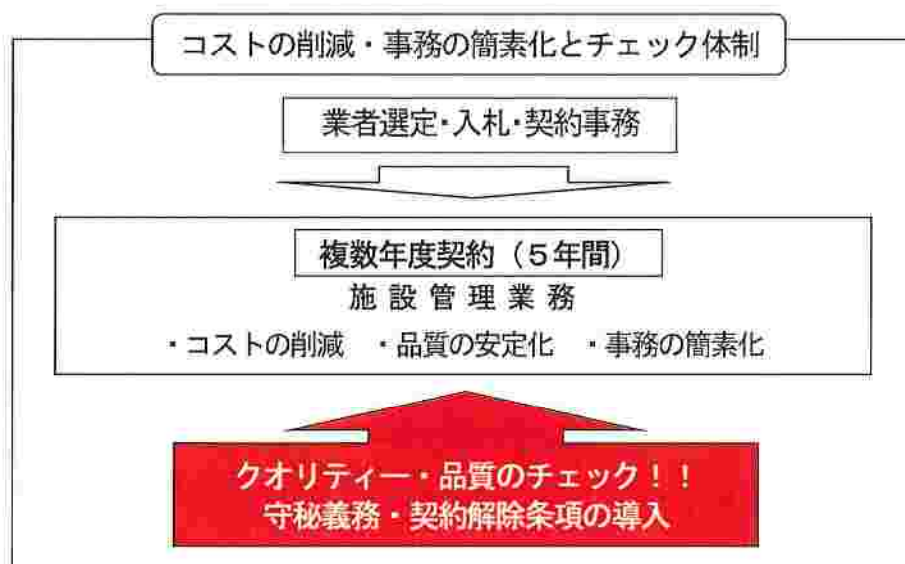
また、神奈川県暴力団排除条例に則り、暴力団排除や不当介入の排除に関する条項を入れるとともに、個人情報保護の観点からは、業務委託を受けることによって知り得た情報を他へ漏らさないように守秘義務に関する条項や指定管理期間が5年間であることから、経費の節減や事務の簡素化を考え、複数年で契約を考えていますので、契約期間中に業者の過失により、損益が生じた場合は、契約期間中においても、契約の解除ができる条項を加えます。

特にスポーツ会館は、土・日曜日や祝日（以下「休日」という。）が開館日となっておりますので、休日における緊急時には、素早い対応が求められますので、業者選定には細心の注意を払います。

### ○ 指導・確認体制について

委託業者には、報告書の提出を求め、必要に応じて状況写真の添付を義務付けます。特に清掃業務については、人が集中する場所、汚れやすい場所、衛生上問題が生じやすい場所は、重点的に依頼し、**こまめに点検**をします。

また、点検・清掃等は、事故防止の観点や利用者様への配慮から休館日に実施し、業務執行状況の監督者として、職員を配置します。



## (3) 指定期間を通じて安定して指定管理業務を行うための人材育成や職員採用の状況、労働時間短縮の取組や職場のハラスメント対策など労働環境の確保に係る取組状況

### ア 職員採用にあたっての選考方法、選考基準、採用数について

スポーツ会館の運営に必要な人材を確保するため、県体育協会の職員として採用します。直近では、2017年4月に2名の常勤職員を採用しています。

採用方法は、履歴書による書類選考の後、一次試験として、筆記試験と面接を行い、一次試験合格者に対し、二次試験として数日間の職場実習による業務適性試験を行い、二次試験合格者に対し、三次試験として役員面接を実施し、採用者を決定します。

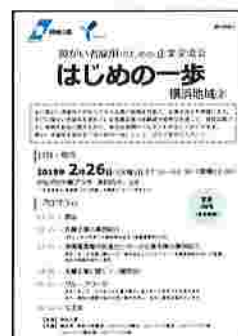
## イ 職員採用の具体的な見通し

退職者などが出た場合や60歳で定年退職した者を65歳まで再雇用し、再雇用の期限が満了した際には、ハローワークなどの公的機関や県内大学就職部門へ職員採用を案内し、スポーツに関心のある人材の確保に努めます。

## ウ 人材育成の考え方と職員研修計画について

スポーツ会館の運営に携わる職員として、施設の運営、維持管理、窓口での接遇、情報公開、個人情報の保護、ハラスメント、リスクマネジメントなどに関する知識を身に付けるために**職場内研修を年2回実施**し、より一層、職員の資質・能力の向上に努めます。

また、県体育協会が加盟しております神奈川県公益法人等連絡協議会主催の研修会をはじめ、外部組織が実施する研修会にも参加し、職員の意識啓発・知識の習得を図り、県の行財政改革や公益法人等改革に関する情報の収集に努め、スポーツ会館を指定管理者として運営する職員の育成に努めます。



### 外部研修会への主な参加状況

- ・障がい者雇用のための企業交流会「はじめての一步」(県雇用対策課)
- ・性的マイノリティに係る県指定管理施設向け研修会(県人権男女共同参画課)
- ・スポーツ施設における障害への理解促進講習会(県障害者社会参加推進センター)
- ・経営人材部会研修会(県公益財団法人協会)
- ・金融関連情報講習会(県公益財団法人協会)
- ・職業紹介者責任講習会((公財)全国民営職業紹介事業協会)

## エ 労働環境の確保に係る取組状況について

週の勤務日数は、5日間とし、国民の祝日は、休日とします。

勤務時間は、A勤務として、8時30分から17時15分(休憩時間12時から13時)、B勤務として、12時30分から21時15分(休憩時間16時から17時)で、実働時間7時間45分勤務とします。

年次有給休暇は、継続勤務者で年20日間とし、20日の繰り越しができるものとします。夏期職務専念義務免除日は、5日間で、館長はじめサポートスタッフを含めた協力体制を構築し、年次有給休暇、夏期職務専念義務免除日ともに半日単位でも取得できるようにフレキシブルに運用し、取得率の向上を目指しています。

また、ハラスメントについては、研修会を実施し、未然に防ぐとともに、職員に対するハラスメント相談窓口(男女の相談員)を設置します。

### Ⅲ 団体の業務遂行能力

#### 2 コンプライアンス、社会貢献

(1) 指定管理業務を実施するために必要な団体等の企業倫理・諸規程の整備、施設設備の維持管理に関する法規や労働関係法規などの法令遵守の徹底に向けた取組の状況(労働条件審査の実施予定など施設職員に係る労働条件の確認の有無を含む)

県体育協会は加盟団体規程・賛助会員規程等の法人運営関係規程 16 規程、職員就業規定・経理規程等の事務局運営関係規程 29 規程・細則、役・職員倫理規程、暴力行為・コンプライアンス窓口設置規程等を定めており、公益財団法人の業務や事務を適正に執行しております。

スポーツ会館を運営するにあたり法令の遵守を大前提とし、公の施設の指定管理業務を行う県体育協会は公共性・公平性、そして透明性を確保するという強い気持ちを持った職員による法人運営が必要と考えています。

職員の良識ある公正な行動により、広く社会から信頼される団体として、不正行為の防止と収益力の向上を総合的に捉え長期的な経営の視点に立ち運営を行ってまいります。

ア 関係法令や条例等の規定を遵守した考え方と過去 3 年間における労働基準監督署・年金事務所等からの指摘事項

#### ○ 労働関係法規について

労働三法（労働基準法・労働組合法・労働関係調整法）の他、労働安全衛生法・男女雇用機会均等法など関係法規を漏れなく遵守して、労働者に対して快適な労働環境を提供する事が県体育協会の責務であると認識しており、過去 3 年間における労働基準監督署・年金事務所等からの指摘事項はありません。

労働基準法第 36 条に定められる規程を遵守しており、職員の残業時間については労働基準監督署へ提出する時間外労働・休日労働に関する協定届に基づく適正な運用を実施しています。

#### ○ 個人情報保護に関して

全ての事業で取扱う個人情報及び職員等の個人情報の取扱いに関し、法令、国が定める指針、その他の規範を遵守して対応します。

個人情報に関する苦情及び相談を受けた場合は、その内容について迅速に事実関係を調査し合理的な期間内に誠意をもって対応します。

人権尊重を基本として、倫理委員会規程を定めコンプライアンス、個人情報保護などについてチェックできる体制を整備しています。

#### ○ 高齢者の雇用促進

高齢者など就職困難者の雇用に積極的に取り組んでいます。こうした活動を通して地域の活性化に寄与しています。

## イ 法令順守について、職員に徹底するための教育・研修等について

### ○ ハラスメントの防止

ここ数年、問題となっているハラスメント（セクシャルハラスメント・パワーハラスメント・モラルハラスメント等）について、外部講師を招聘して職員研修を行いハラスメント予防に努めるとともに、職員に対するハラスメント相談窓口（男女の相談員）を設置します。

### ○ 法令遵守

法令知識や遵守の定着化に向け、職員研修において、各職員の倫理や社会規範に関する意識啓発を実施し、施設運営業務の適正化に活かします。

また、倫理委員会を中心に、職員の綱紀粛正を推進し、関係法令や、県体育協会の倫理に関する諸規程の遵守について周知徹底を図ります。

### ○ 経営者の責務

関連法規に則り、年1回の健康診断を全職員に徹底し、職員の健康管理に留意するとともに、健康経営に取り組めます。

## (2) 指定管理業務を行う際の環境への配慮の状況

### ○ 環境に対する考え方

県体育協会が平成21年10月に定めた「スポーツと環境かながわ宣言」に基づく行動を実践し、美しく豊かな自然との共存を目指し、神奈川の素晴らしい環境を次の世代に残します。スポーツと環境かながわ宣言

このフォーラムに集まった私たち かながわのスポーツ人は、きれいな空気、清らかな水、豊かな緑に恵まれた美しく住みよिकाながわを実現するため、環境の大切さを理解し、その保全に向けスポーツのあらゆる場面を通じて、率先して行動するとともに、環境の大切さを呼び掛けていくことをここに宣言します。

平成21年10月31日  
スポーツと環境かながわフォーラム

### ○ 環境活動への取組方針—チャレンジ—

環境に対する意識を高く持ち、人と自然が調和した社会を目指します。Refuse(買わない、断る)、Reduce(減量)、Reuse(再使用)、Recycle(再生)の4Rを念頭に、環境に対する負荷を少なくして、持続可能な循環型社会を実現するため、環境に配慮した取組を推進します。



### ○ 環境に配慮した商品の購入や廃棄物の適正処理

・事務用品については、再生紙などのグリーン購入法適合商品を導入し、ごみや廃棄物などは分別収集を業者に委託します。

○ **電気・ガス・ガソリン等のエネルギー使用量の削減**

・冷暖房の適正な使用やグリーンカーテンの整備、LED照明の順次導入などによる節電や駐車場でのアイドリングストップによるエネルギー使用量の削減を図ります。

○ **化学物質・感染性廃棄物等のリスク管理の実施**

・清掃業務で使用する清掃器具・用品や清掃用洗剤などは、グリーン購入法適合商品を購入します。特に廃油を材料とした石鹸などは積極的に導入します。

○ **施設の利用者様等に対する環境の保全及び創造に関するお願い**

・環境ポスター等の掲示や利用者様に対する洗面所、更衣室でのシャワーの節水をお願いするとともに、シャワーヘッドは、節水タイプに交換いたしました。また、ロビーや諸室の節電なども利用者様をお願いしてまいります。



○ **職員に対する環境教育の実施**

・職員に対し環境に関する研修会を実施するとともに、職員が率先して環境管理を推進し、利用者様とともに「環境にやさしいスポーツ会館」を目指します。

**(3) 法定雇用率の達成状況等、障害者雇用促進の考え方と実績**

ア 法定雇用率の達成状況、未達成の場合の今後の対応

○ **障害者雇用状況**

現在、障がい者は雇用しておりません。

○ **今後の対応**

障害の特徴やスキルなどから適所と思われる職域を考慮し、積極的に雇用してまいります。雇用については、「障がい者雇用のための企業交流会」に参加し、障がい者の雇用事例を学び、県障害者雇用促進センターや社会福祉法人など関係機関の協力を得て、公共職業安定所（ハローワーク）を通じて募集します。

○ **障害者雇用促進法に基づく国（公共職業安定所長）からの障害者雇入れ計画作成命令の有無**

- 有（計画作成を受けた後の対応について：）
- 無

イ **障害者雇用促進の考え方と実績**

障害の特徴やスキルなどから適所と思われる職域を考慮し、積極的に雇用してまいります。

雇用に当たっては、一般職員と分け隔てなく、受付業務やパソコン集計業務、館内掲示物の作成などを想定しています。

#### (4) 障害者差別解消法に基づく合理的配慮など、「ともに生きる社会かながわ憲章」の趣旨を踏まえた取組みについての考え方

##### ○ 取組みについての考え方

「ともに生きる社会かながわ憲章」ではすべての人が、あたたかい心を持ち、共に生きる共生社会の実現に向けて、偏見や差別を無くし障がい者の行動を妨げるものを排除するという考え方のもとに、県体育協会では、「Sports For All—誰もがどこでもいつまでもスポーツを楽しもう!—」を掲げ、性別や年齢、障害の有無にかかわらず、子どもから高齢者まで生涯にわたりスポーツに参加できる環境づくりを目指しています。

スポーツをする人、みる人、ささえる人が性別や年齢、障害の有無にかかわらず、子どもから高齢者まで、あたたかい心をもって偏見や差別を持たず各個人の特性を理解し互いに認め合いながらスポーツに関わり、喜びや楽しさを享受できる施設運営に努めます。

##### ○ 取組み内容

スポーツ会館には、スロープ・エレベーター・障がい者用トイレなどが設置されておりバリアフリー施設となっております。また、障害の種類に応じた対応として、コミュニケーションボードや筆談ノートの配置など、施設の機能の他にもきめ細かい対応を行います。また、障がい者の皆様をはじめ、高齢者など多くの皆様に安全・安心、快適にご利用を頂くために、県体育協会が「スポーツ施設における障害への理解促進講習会」を開催し障害別の対応などを学び、県体育協会職員の意識高揚を図り、運営に反映させる取組みをしています。

さらに、(仮称)神奈川県障がい者スポーツ協会や神奈川県身体障害者連合会と県体育協会が協働して、障がい者の方がスポーツに親しめるプログラムを提供します。

#### (5) 神奈川県手話言語条例への対応

##### 外国人、障がい者、高齢者等の誰もが円滑に施設利用するための、コミュニケーションにおける工夫及び必要に応じた支援の方針

利用するすべての皆様に対し、不便を感じさせないようにするため、お困りの利用者様がいないかロビーの様子に気を配り、利用者様とのコミュニケーションを積極的に行います。

##### ア 神奈川県手話言語条例への具体的な取組み

職員が基本的な手話を習得し、手話では対応不足となる場合には、コミュニケーションボードや筆談ノートを配置して聴覚障がい者の方と意思の疎通を十分に図ります。

また、利用者様にも手話に対する理解を深めていただくよう、県で発行している「手話を学んでみよう」を窓口で配布します。

さらに、聴覚障がい者の方は、緊急時に放送等を聞き取ることが困難なため、施設のどこで活動しているかを明確に把握し、緊急時には職員が直接知らせに行きます。

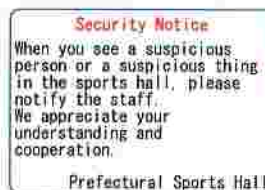




## イ 外国人、障がい者、高齢者等誰もが円滑に施設を利用できるようにするための具体的な工夫や利用者支援の内容について

### ○ 外国人の方へ

多言語対応ができる**自動翻訳機**を窓口を設置するとともに、日本語以外での案内掲示やパンフレットを作成します。



(県内の現状)

2018年1月1日時点の県内に住む外国人数は、前の年に比べ6.8%増の19万8504人、増加は4年連続で、県民に占める割合は2.17%となった。ベトナムなどアジアの新興国の出身者が増えており、19年には初めて20万人を突破する見通し、と新聞で報じられています。

### ○ 障がい者の方へ

受付では合理的配慮の基本的な考え方をもとに、障がい者の利用を想定して、**車いすの介助やパンフレット等の低層化、休憩場所の用意**などで対応します。また、職員を対象に**手話通訳の講習会**を行い、聴覚障がい者の方とコミュニケーションが図れるように努力するとともに、「**ともに生きる社会かながわ憲章**」の趣旨を踏まえ、窓口には**耳マーク**を表示し、**コミュニケーションボード**や**筆談ノート**を配置するなど窓口で対応できる体制を整え、**簡易な点字案内**等も作成し対応します。



簡易点字

### ○ 高齢者などの方へ

施設内のトイレなど、どこに何があるのかわかりやすい表示板を設置し、高齢者の方に対して親切に対応するとともに、老眼鏡を窓口を設置します。

また、利用者様の特性を理解し、子ども連れや妊産婦の方も含めて、快適に施設を利用できるように配慮し、緊急時・災害時の対応も適切に行います。



#### 「ていねいに」「わかりやすい」対応を心がけます！！

外国人の方や障害のある方は、言葉の関係で不安になることもありますので、イラストや言語を記載した緊急避難用ボードを用意し、コミュニケーションツールとして活用します。

#### 信頼感の持てる対応をします！！

「明確に」「ゆっくり」「ていねいに」「くり返し」相手の意思を確認し、時には、外国人の方や障害のある方は、言葉の関係で不安になることもありますので、身振りや手振り、コミュニケーションボード、筆談ノート、口の動き、手話等で情報を伝えるようにします。

#### 柔軟な対応をします！！

相手の話をよく聞き、何を困っているのかを明確にします。対応方法がよく分からないときは、一人で抱え込まず周囲に協力を求めます。

想定外のことが起きても、慌てず柔軟に対応します。

## (6) 社会貢献活動等、CRSの考え方と実績、SDGs（持続可能な開発目標）の取組

### ア 社旗貢献活動及びCSRの考え方と実績について

#### ・社会貢献活動

スポーツ選手をはじめ、私たちスポーツ関係者は、県民の皆様から支援をいただき、様々なスポーツ活動ができていると認識しています。

こうした認識のもと、県体育協会では、社会のために貢献できることは何かと考え、社会問題となっている「いじめ」を根絶するためのひとつの手立てとして、スポーツを通じた、いじめ防止を掲げています。

「日常生活でもフェアプレー」をキャッチフレーズに、神奈川県にゆかりのあるスポーツ選手をモデルとした「いじめ防止啓発ポスター」を平成19年度から制作し、小・中・高等学校及び特別支援学校、公立スポーツ施設、教育機関、警察署、公共交通機関（鉄道の各駅、バス）、金融機関、病院等に掲示させていただいております。もちろんスポーツ会館にも掲示をしております。

また、昨今は、多くの災害が日本で発生しています。「困っているときはお互い様」の精神で、スポーツ界が一体となって、困っている方々に支援することが重要であると考えております。



#### 具体的な取組内容

- ・いじめ防止啓発ポスターの製作と掲示
- ・東日本大震災や熊本地震など、大規模災害の被災者に対する義援金
- ・教室で使用したテニスボールを小学校に配布し、机や椅子の消音用に再利用
- ・教室で使用したテニスボールを中体連、高体連を通じて運動部活動で再利用
- ・子どものワクチン購入のため、企業を通じてエコキャップ運動に協力

#### ・CSR（企業の社会的責任）

企業が利益を追求するだけでなく、組織活動が社会へ与える影響に責任をもち、利害関係者、投資家などのステークスホルダーからの要求に対して適切な意思決定をする責任を指すことであると考えます。

CSRは企業の自発的活動として、企業自らの持続性を実現し、また、持続可能な未来を社会とともに築いていく活動であると思います。

企業の行動は利益追求だけでなく多岐にわたるため、企業市民という考え方もCSRの一環と認識しています。

#### 具体的な取組内容

- ・ガバナンスとコンプライアンスの徹底を図り、情報の公開、チェック機能の強化を図っています。
- ・持続可能な社会の実現を目指し、環境や労働問題などの改善に取り組んでいます。

## イ 管理運営に係るSDGsの目標（目標3）に関する取組への考え方

国が設置したSDGs推進本部による「SDGs実施指針」のビジョンである「持続可能で強靱、そして誰一人取り残さない、経済、社会、環境の統合的向上が実現された未来への先駆者を目指す」ため、県体育協会では、フェアプレー精神のもと、スポーツの持つ、人々を集める力や人々を巻き込む力に、ハッシュタグ「#SportSDGs」などを活用し、SDGsの認知度の向上、ひいては社会におけるスポーツの価値のさらなる向上に努めるとともに、指定管理者として、SDGsの目標（目標3）については、次のように取り組みます。

具体的な取り組みとして、目標3のターゲット項目の中から「タバコの規制に関する取組」と「薬物乱用防止・治療に関する取組」を行います。

スポーツ会館は敷地内全面禁煙です。本県が公共的施設における受動喫煙防止条例を平成22年4月に施行して以来、全国に先駆けて受動喫煙の防止に努めてまいりました。

そこで2階の休憩コーナーに**タバコの健康被害や受動喫煙リスクに関するパネルや関連パンフレット**等を置きます。同様に**薬物乱用防止に関するパネルやパンフレット**を置き、利用者様をタバコや薬物から守ります。

私たち一人ひとりの行動が  
未来につながる

### 目標3の具体的取組み【利用者様の健康保持増進】

- ・受動喫煙のリスクについてのパネル展示とパンフレットの配布
- ・薬物乱用防止・治療等についての知識に関するパネル展示とパンフレットの配布

### あらゆる人々の活躍の推進

- ・スポーツ会館職員、誰もが働きやすい職場環境を整備します。
- ・障がい者、高齢者の就労支援のため、スポーツ会館業務の「創り出し」を行い、雇用促進を図ります。

### 健康長寿の達成

- ・スポーツを通じた未病の改善に向け、スポーツ教室などの運動プログラムを提供します。
- ・「健康経営」の実現に向け、企業向けとして3033普及員を活用した運動の実践紹介や健康に関する講話を行うとともに、県体育協会職員、一人ひとりの健康保持・増進と業務効率の向上に努めます。

### Ⅲ 団体の遂行能力

#### 3 事故・不祥事への対応、個人情報保護

##### (1) 募集開始の日から起算して過去3年間の重大な事故または不祥事の有無ならびに事故等があった場合の対応状況及び再発防止策構築状況

##### ア 募集開始の日から起算して過去3年間の重大な事故または不祥事の有無

有

無

##### 【有の場合のその内容】

##### ○ 不祥事の概要

平成29年9月、県の国民体育大会等関連事業費の負担金を主たる財源として県体育協会が県内競技団体に交付している競技力向上対策事業補助金（以下「補助金」という。）に関して、神奈川県レスリング協会（以下「レスリング協会」という。）の選手強化費の管理者である元役員（県立高等学校教員、以下「元担当役員」という。）が、領収書を偽造又は、指導者から金額の入っていない白紙の領収書を提出させ、実際に払っていない謝金や交通費を補助金で支払ったと県体育協会へ虚偽の報告をしていました。

##### ○ 不適正経理処理に係る補助金の使途

強化合宿や練習会の際のテーピング用テープや医薬品、飲料水の購入に充てるとともに、競技活動費に充てるために現金でプールしていました。

##### ○ 不適正経理処理の対象となった補助金名

競技力向上対策事業補助金

##### ○ 不適正な経理処理額

県体育協会からレスリング協会に交付した平成23年度から平成28年度までの6カ年度間の補助金総額1,127万円のうち、192件、計969万4千円の不適正な経理処理額が認められました。

##### ○ 不適正な経理処理が行われた背景

レスリング協会には会計規程がなく、元担当役員が独断で経理処理がなされる状況にあったことなどが考えられます。

##### イ アの事故に対する対応状況及び再発防止策構築状況

##### ○ 対応状況

- ・ レスリング協会に対する補助金返還請求を行い、全額返還させるとともに、同額を県に返還しました。
- ・ 県体育協会役員（理事）である元担当役員に対し、倫理委員会、理事会及び評議員会において、理事の解任処分をしました。
- ・ レスリング協会に対し、倫理委員会及び理事会において、平成29年12月25日から1年間の県体育協会加盟団体としても資格停止処分（以下「資格停止処分」という。）としました。なお、この間「改善計画書」の提出を課しました

【参考】平成30年12月25日をもって、1年間の資格停止処分を解除しました。

○ 再発防止策

- ・ 経理規程等の未整備競技団体における整備の徹底
- ・ 経理事務担当者の複数人化の徹底及び担当期間の制限
- ・ 外部の者の監事への配置
- ・ 監督、選手や保護者等に対する選手強化費補助金等の内容の周知の徹底。
- ・ 競技団体役員を対象とした補助金の適正執行に向けた研修会の開催。
- ・ 補助金交付団体に対する監査の強化など。

※ 資格停止処分の内容

- ・ 県体育協会理事候補者及び評議員の推薦停止
- ・ 国民体育大会への選手団の派遣停止
- ・ 競技力向上対策事業補助金の交付停止
- ・ 県体育協会後援名義の使用停止 など

## (2) 個人情報保護についての方針・体制、職員に対する教育・研修体制及び個人情報の取扱いの状況

### ア 個人情報保護の考え方

公益法人として、コンプライアンスの遵守、リスク管理、情報管理・開示に関する体制の構築を図ります。スポーツ会館の管理を行うにあたり、個人情報保護法を中心とした情報の管理が重要と考えております。

業務上で取扱う e-kanagawa 施設予約システム利用申込者登録申請書や自主事業などで、利用者様に係る氏名、住所、電話番号、メールアドレス等の個人情報を得た場合は、神奈川県個人情報保護条例等に準じて、県体育協会の個人情報保護規程に基づき、個人情報の適切な管理を行います。

### イ 具体的な管理体制

利用者様に記入いただく利用申請書等個人情報に関するものは、個人情報漏えい防止・紛失がないよう、**鍵のかかるロッカーに収納**するなどの対応をいたします。  
また、**個人情報の机上への放置を禁止**します。

個人情報の処理は、**シュレッダー・溶解処理**で行います。

電話での個人情報の問い合わせには、いかなる場合においても対応いたしません。

管理職による、チェックを定期的に行います。

※ 予約システムで使用する管理者用パソコンにおいては、不正アクセス、ウィルスの侵入防ぐためセキュリティ対策を行います。

### ウ 教育・研修等について

- ・ 県体育協会個人情報保護規程について職員に周知、徹底を図ります。
- ・ 個人情報保護法の目的・トラブルなどの理解を深めるため、職員研修を行い、日常の業務に役立てます。

### Ⅲ 団体の遂行能力

#### 4 これまでの実績

##### (1) スポーツ会館と類似の業務を行う施設等での管理実績の状況

2020年度からは、県立体育センターの運営支援を担当する神奈川スポーツコミュニケーション株式会社の協力企業として、運営支援業務に従事します。

施設名	所在地	施節の概要
神奈川県立体育センター	神奈川県藤沢市	体育館・プール・トレーニングルーム・会議室



**現在、スポーツ会館を  
管理・運営しております！！**

県体育協会は、指定管理者制度が導入された平成18年度からスポーツ会館の指定管理者に応募させていただき、3期13年間、管理運営をしております。その間、長年にわたり職員は、生涯スポーツ事業や競技スポーツ事業に携わっており、スポーツに関する相当な知識を有しております。

さらに、県体育協会には55の競技団体、県内全市町村にある33の地域体育協会、3つの学校体育団体の計91のスポーツ団体が加盟しており、こうしたネットワークや職員の知識を活用し、スポーツ教室の企画・立案やスポーツ会館の利用者様の様々なニーズに対応できる支援体制を整えております。

第4期の施設運営は、3期13年間の「**信頼と実績**」、そして「**チャレンジ**」を掲げ、指定管理者としての実績を踏まえ新たなチャレンジとし、**地下多目的室の貸出しや駐車場の有料化を提案し、トイレ内のベビーベッドの設置、洋式トイレの温水便座化などに引き続き取り組み、県民の皆様に親しまれるスポーツ会館の実現**を目指します。

##### (2) 県又は他の自治体における指定取り消しの有無

- 有  
 無

○ 委託予定業務一覧表 (スポーツ会館)

様式3

委託を予定している業務について記載してください。このうち、県が指定する業務については、委託業務開始前にあらかじめ県から文書により承認を受けていただきます。

業務区分名	業務名	業務内容	委託を行なう理由	委託に係る予算額(概算)	委託先選定方法、選定時期、選定方法の考え方	県内中小企業者への発注	障害者雇用企業等への発注	
施設保守点検業務	機械警備業務	夜間・休館日の警備	専用警備機器類を設置して行う業務のため	445千円	指定管理業務開始前に、随意契約をする。			
	電気工作物	電気工作物保守点検	免許及び専門的な知識を要する業務のため	256千円	指定管理業務開始前に、随意契約をする。	○		
	消防設備保守点検	消防設備の法定点検業務	免許及び専門的な知識を要する業務のため	246千円	指定管理業務開始前に、施設所在地に近接する業者の中から、価格が最も低い者を選定する。	○		
	エレベーター保守	エレベーター保守点検	資格及び専門的な知識を要する業務のため	346千円	指定管理業務開始前に、施設所在地に近接する業者の中から、価格が最も低い者を選定する。	○		
	機械式駐車場保守	機械式駐車場保守点検	専門的な知識を要する業務のため	300千円	指定管理業務開始前に、施設所在地に近接する業者の中から、価格が最も低い者を選定する。	○		
	空調設備保守点検	吸収冷温水機冷却塔保守・ファンコイルユニット空調機保守・冷温水冷却水ポンプ保守点検	免許及び専門的な知識を要する業務のため	652千円	指定管理業務開始前に、施設所在地に近接する業者の中から、価格が最も低い者を選定する。	○		
	自動ドア保守点検	センサー等機器類の点検業務	免許及び専門的な知識を要するため	70千円	指定管理業務開始前に、施設所在地に近接する業者の中から、価格が最も低い者を選定する。	○		
	水道検査	残留塩素等の検査	専門的な知識を要するため	17千円	指定管理業務開始前に、随意契約をする。	○		
	清掃業務	館内清掃・害虫駆除業務	床・窓清掃、ワックスがけ及び排水管の清掃、害虫駆除業務	免許及び専門的な知識を要する業務のため	600千円	指定管理業務開始前に、施設所在地の業者の中から、価格が最も低い者を選定する。	○	○

(記載上の留意点)

- ・「委託先選定方法、選定時期、選定方法の考え方」欄は、県内中小企業者や障害者雇用企業等への優先的な発注の考え方も含めて記載してください。
- ・「県内中小企業者への発注」「障害者雇用企業等への発注」欄は、県内中小企業者や障害者雇用企業等に発注する場合に、○を記載してください。両方に該当する場合は、それぞれの欄に○を記載してください。
- ・委託とは、工事の請負等を含め、指定管理者が業務の一部を外注する行為を指します。

